

第 131 号 (令和 5 年 4 月 5 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**【規則】**

- △ 横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】 6
- △ 横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】 15

**【告示】**

- △ 一般廃棄物処理実施計画【資源循環局政策調整課】 16
- △ 固定資産税に係る固定資産の価格等の登録【財政局固定資産税課】 37
- △ 「大都市比較統計年表」売払代金収納事務の委託【政策局統計情報課】 38
- △ 「調査季報」売払代金収納事務の委託【政策局政策課】 39
- △ 「横浜市民意識調査」売払代金収納事務の委託【政策局政策課】 40
- △ 「横浜市民生活白書 2019」売払代金収納事務の委託【政策局政策課】 41
- △ 「横浜市中期計画 2022～2025」売払代金収納事務の委託【政策局政策課】 42
- △ 指定納付受託者の指定【政策局財源確保推進課】 43
- △ 「季刊誌「横濱」」売払代金収納事務の委託【政策局広報課】 44
- △ 「季刊誌「横濱」 デイジー版」売払代金収納事務の委託【政策局広報課】 45
- △ 「図説「横浜の歴史」」売払代金収納事務の委託【政策局広報課】 46
- △ 「横浜市史Ⅱ」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 47
- △ 「横浜市史資料所在目録－近・現代－」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 48
- △ 「横浜市史資料室紀要」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 49
- △ 「市史研究よこはま」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 50
- △ 「報告書「横浜の文化人と戦後復興」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 51
- △ 「報告書「ヨコハマの台所～高度経済成長期の横浜中央卸売市場～」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 52
- △ 「報告書「占領軍のいた街」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 53
- △ 「報告書「震災復興と大横浜の時代」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 54
- △ 「報告書「昭和 40 年代の横浜市広報ポスター」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 55
- △ 「報告書「横浜の戦争－市民と兵士の記録」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 56
- △ 「報告書「豊かな海と暮らし－金沢区柴の漁業史」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 57
- △ 「報告書「横浜の昭和を生きた人びと」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 58
- △ 「報告書「YOKOHAMA 1968・1989－戦後の転換点－」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 59
- △ 「横浜市史資料室報告書」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 60
- △ 「令和 5 年度予算案について」売払代金収納事務の委託【財政局財政課】 61

△	横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】	62
△	「横浜市開港記念会館ステンドグラス修復記念誌」売払代金収納事務の委託【市民局総務課】	63
△	「横浜の町名」売払代金収納事務の委託【市民局総務課】	64
△	出資法人等の名称【市民局市民情報課】	65
△	計量法第19条の規定に基づく定期検査手数料収納事務の委託【経済局消費経済課】	66
△	「横浜版接続期カリキュラム 平成29年度版 育ちと学びをつなぐ」売払代金収納事務の委託【こども青少年局保育・教育支援課】	67
△	「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第6集」売払代金収納事務の委託【こども青少年局保育・教育支援課】	68
△	「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第7集」売払代金収納事務の委託【こども青少年局保育・教育支援課】	69
△	「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第8集」売払代金収納事務の委託【こども青少年局保育・教育支援課】	70
△	児童相談所の児童福祉司等の数【こども青少年局中央児童相談所】	71
△	埋火葬に関する証明書等手数料の収納事務の委託【健康福祉局環境施設課】	72
△	「横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」売払代金収納事務の委託【健康福祉局福祉保健課】	73
△	地域包括支援センターの設置【健康福祉局地域支援課】	74
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	75
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	77
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	79
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	80
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	81
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	82
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】	83
△	同 【健康福祉局こころの健康相談センター】	84
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の辞退【健康福祉局こころの健康相談センター】	85
△	「入門・イチから学ぶ依存症支援～横浜市内で依存症及び関連課題に携わる支援者向けガイドライン～」売払代金収納事務の委託【健康福祉局こころの健康相談センター】	86
△	老人福祉施設の事業変更認可【健康福祉局高齢施設課】	87
△	「横浜市水と緑の基本計画」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	89
△	「公園とみどり 横浜の150年」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	90
△	「横浜市森づくりガイドライン」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	91
△	「横浜市公園緑地配置図 25,000分の1」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	92
△	「横浜市環境科学研究所報第33号」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	93

△ 「川と海の生き物シリーズ 6 横浜の海岸の生きものたち」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	94
△ 「川と海の生き物シリーズ 7 よこはまの水辺の植物たち」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	95
△ 「川と海の生き物シリーズ 8 生きもので調べよう よこはまの川」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	96
△ 「川と海の生き物シリーズ 9 よこはま谷戸の水辺の生きものたち」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	97
△ 「横浜の川と海の生物（第10報・海域編）」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	98
△ 「横浜の川と海の生物（第11報・河川編）」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	99
△ 「酸性雨に関する調査研究報告書（Ⅱ）」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	100
△ 「横浜の源流域環境」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	101
△ 「よこはまのいきものハンドブック」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	102
△ 「横浜の都市農業 マップ&データ（横浜市農業施策現況図）」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	103
△ 「横浜市公共下水道計画図」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	104
△ 地籍調査の実施【環境創造局地籍調査課】	105
△ 一般廃棄物（動物死体）処理手数料の収納事務の委託【資源循環局業務課】	106
△ 粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託【資源循環局業務課】	107
△ 地図・航空写真等売払代金収納事務の委託【建築局都市計画課】	108
△ 横浜市営住宅使用料、横浜市営住宅駐車場使用料及び延滞金の収納事務の委託【建築局市営住宅課】	109
△ 「横浜市市街地開発事業施行地区位置図」売払代金収納事務の委託【都市整備局総務課】	111
△ 「住民合意形成ガイドライン（第2版）」売払代金収納事務の委託【都市整備局総務課】	112
△ 「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」売払代金収納事務の委託【都市整備局総務課】	113
△ 「横浜都市デザインビジョン」売払代金収納事務の委託【都市整備局総務課】	114
△ 放置自転車等保管手数料の収納事務の委託【道路局交通安全・自転車政策課】	115
△ 「横浜国際港都建設計画街路網図」売払代金収納事務の委託【道路局企画課】	116
△ 「横浜市河川図」売払代金収納事務の委託【道路局河川管理課】	117
△ 入港料徴収事務の委託【港湾局経理課】	118
△ 港湾使用料（岸壁、物揚場、荷さばき地、在来貨物ターミナル用地、上屋、港湾厚生施設、その他施設（事務所）、港湾施設用地・ふ頭用地）徴収事務の委託【港湾局経理課】	119
△ 赤レンガパーク駐車場使用料の収納事務の委託【港湾局賑わい振興課】	121
△ 赤レンガパーク等使用料の徴収事務の委託【港湾局賑わい振興課】	122
△ 「横浜市開港記念会館 100 周年記念誌「ジャックの塔 100 年物語」」売払代金収納事務の委託【中区地域振興課】	123
△ 「横浜金沢魅力帳」売払代金収納事務の委託【金沢区地域振興課】	124
△ 「いたち川散策マップ」売払代金収納事務の委託【栄区区政推進課】	125
△ 「栄区歴史散策マップ」売払代金収納事務の委託【栄区地域振興課】	126
△ 「栄の歴史」売払代金収納事務の委託【栄区地域振興課】	127
△ 「栄区郷土史ハンドブック」売払代金収納事務の委託【栄区地域振興課】	128
△ 横浜市国際学生会館使用料の徴収事務の委託【教育委員会事務局小中学校企画課】	129
△ 横浜市学校給食費の収納事務の委託【教育委員会事務局健康教育・食育課】	130

△ 横浜市山内図書館複写手数料の収納事務の委託【教育委員会事務局企画運営課】	131
△ 「包括外部監査報告書」売払代金収納事務の委託【監査事務局監査管理課】	132
<b>【公告】</b>	
△ 土地区画整理審議会委員補欠選挙の結果【都市整備局市街地整備調整課】	133
△ 災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定【総務局地域防災課】	134
△ 災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定の取消し【総務局地域防災課】	135
△ 大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】	136
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	138
△ 事後調査計画書の提出【環境創造局環境影響評価課】	140
△ 事業の廃止の届出【環境創造局環境影響評価課】	141
△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	142
△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】	143
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	144
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】	145
△ 公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】	146
△ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	147
△ 廃物の認定【資源循環局街の美化推進課】	148
△ 横浜国際港都建設道路事業の変更に係る事業の施行【建築局都市計画課】	149
△ 横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】	150
△ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	151
△ 横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】	152
△ 横浜国際港都建設計画道路の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】	153
△ 横浜国際港都建設計画道路事業予定地の指定【建築局都市計画課】	154
△ 事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方【建築局都市計画課】	155
△ 事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方【建築局都市計画課】	156
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	157
△ 同【建築局調整区域課】	158
△ 同【建築局調整区域課】	159
△ 同【建築局調整区域課】	160
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	161
△ 同【建築局調整区域課】	162
△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	163
△ 同【建築局建築指導課】	164
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	165
△ 同【建築局建築指導課】	166
△ 同【建築局建築指導課】	167
△ 地域まちづくりプラン認定の失効【都市整備局地域まちづくり課】	168
<b>【達】</b>	
△ 横浜市請負工事検査事務取扱規程の一部改正【財政局契約第一課】	169
△ 横浜市設計・測量等委託業務検査事務取扱規程の一部改正【財政局契約第二課】	170
<b>【区告示】</b>	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】	171

△ 同	【神奈川区地域振興課】	172
【区公告】		
△	自動車臨時運行許可番号標の失効【泉区総務課】	173
【選挙長等】		
△	議員候補者の届出【鶴見区】	174
△	同【神奈川区】	176
△	同【西区】	178
△	同【中区】	180
△	同【南区】	182
△	同【港南区】	184
△	同【保土ヶ谷区】	186
△	同【旭区】	188
△	同【磯子区】	190
△	同【金沢区】	192
△	同【港北区】	194
△	同【緑区】	197
△	同【青葉区】	199
△	同【都筑区】	201
△	同【戸塚区】	203
△	同【栄区】	205
△	同【泉区】	207
△	同【瀬谷区】	209
【市会】		
△	令和 5 年第 1 回市会定例会会議事項（第 1 日）【議事課】	211
△	令和 5 年第 1 回市会定例会会議事項（第 2 日）【議事課】	212
△	令和 5 年第 1 回市会定例会会議事項（第 3 日）【議事課】	215
△	令和 5 年第 1 回市会定例会会議事項（第 4 日）【議事課】	218
△	令和 5 年第 1 回市会定例会会議事項（第 5 日）【議事課】	220
【その他】		
△	横浜市予算、決算及び金銭会計規則の解釈と運用についての一部改正について（副市長依命通達）【会計室会計管理課】	223

規則

横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 39 号

横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市営住宅条例施行規則（平成 9 年 3 月横浜市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「

	円
	15,200
	14,200
	19,200
屋根あり	18,500
屋根なし	16,500
	11,500
	13,200
	12,200
	9,300
軽自動車用	10,500
その他	11,500
	20,000
	26,500
	17,600
	22,500
	15,500

15,000
9,200
13,500
14,500
17,400
16,900
16,600
9,200
11,500
11,500
7,900
8,300
屋根あり 10,700
屋根なし 8,700
屋根あり 14,000
屋根なし 12,000
屋根あり 11,300
屋根なし 9,300
10,400
屋根あり 13,800
屋根なし 11,800
11,800
屋根あり 11,900
建設年度が平成 4 年度のもので屋根なし（軽自動車用を除く。） 9,900

軽自動車用	8,900
建設年度が平成 4 年度以外のもの	9,200
	13,200
	16,000
	13,500
	14,000
	11,500
軽自動車用	11,500
その他	12,500
軽自動車用	11,500
その他	12,500
軽自動車用	10,500
その他	11,500
	16,400
屋根あり	18,300
屋根なし	16,300
	13,500
	12,400
屋根あり	16,300
屋根なし	14,300
	15,300
	14,500
	12,500
	11,500

を



	12,200
屋根あり	14,200
屋根なし	12,200
軽自動車用	11,200
	12,100
軽自動車用	8,200
その他	9,200
	9,200
	9,900
屋根あり	11,200
屋根なし	9,200
	11,700
	11,500
	11,500
	10,200
	8,600
	10,200
	10,300
	13,100
	12,600
屋根あり	10,800
屋根なし	8,800
	11,500
	7,900

	9,100
	9,100

」

「

	円
	14,900
	14,400
	19,700
屋根あり	18,600
屋根なし	16,600
	12,000
	13,700
	12,500
	9,600
軽自動車用	11,000
その他	12,000
	19,900
	26,600
	17,900
	23,000
	16,000
	15,500
	9,600
	13,900
	15,000

	16,400
	16,800
	16,100
	9,500
	11,700
	11,600
	8,200
	8,400
屋根あり	11,100
屋根なし	9,100
屋根あり	14,200
屋根なし	12,200
屋根あり	11,700
屋根なし	9,700
	10,500
屋根あり	13,900
屋根なし	11,900
	11,900
屋根あり	12,300
建設年度が平成 4 年度のもので屋根なし（軽自動車用を除く。）	10,300
軽自動車用	9,300
建設年度が平成 4 年度以外のもの	9,600
	12,400

	16,200
	14,000
	14,100
	12,000
軽自動車用	12,000
その他	13,000
軽自動車用	12,000
その他	13,000
軽自動車用	11,000
その他	12,000
	16,200
屋根あり	18,500
屋根なし	16,500
	14,000
	12,700
屋根あり	16,500
屋根なし	14,500
	15,400
	14,300
	12,900
	11,200
	12,600
屋根あり	14,600
屋根なし	12,600

に、

軽自動車用	11,600
	12,200
軽自動車用	8,600
その他	9,600
	9,600
	10,300
屋根あり	11,600
屋根なし	9,600
	11,800
	12,000
	12,000
	10,600
	8,900
	10,400
	10,500
	13,200
	12,800
屋根あり	11,200
屋根なし	9,200
	11,900
	8,200
	9,400
	9,400

」

「

屋根あり	10,700
屋根なし	8,700
	9,200
	9,200
	9,200
	11,000

を

「

屋根あり	10,900
屋根なし	8,900
	9,600
	9,500
	9,500
	11,200

に、

「

	9,200
	11,900

を

「

	9,600
	12,000

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 40 号

横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市改良住宅条例施行規則（昭和 37 年 5 月横浜市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「

円
19,200
20,000
15,500
17,500
13,500
15,200
14,700

」

を

「

円
19,700
19,900
16,000
17,600
13,900
14,500
15,100

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

告示

横浜市告示第 147 号（令和 5 年 3 月 31 日 掲 示 済）

一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 4 年 9 月横浜市条例第 44 号）第 40 条第 2 項の規定に基づき、告示する。

令和 5 年 3 月 31 日

横浜市長 山中竹春

1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 4 年 9 月横浜市条例第 44 号。以下「条例」という。）に基づき、横浜市の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

2 計画期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

3 ごみ処理実施計画

(1) 処理計画量

ごみと資源の総量（家庭系・事業系のごみ量と資源化量の合計）：約 116.4 万トン

(2) 事業の方向性

ア 「SDGs の達成」「脱炭素社会の実現」

(ア) プラスチックごみの分別・リサイクル拡大の早期実施に向けて、排出されるプラスチック製品の種類や異物の混入状況の傾向などを把握するための実態調査を実施する。

(イ) 食品ロス削減の取組を一層推進するため、市民・事業者の皆様に、様々な機会・媒体を活用した効果的な働きかけを行う。

(ウ) ごみ焼却工場で創出される「環境にやさしいエネルギー」の市内での活用を進めるとともに、ごみを焼却した際に発生する排ガスから、CO2 を分離・回収し利用する技術（CCU）の実用化に向けた実証試験を実施する。

イ 「安定したごみ処理」「市民ニーズへの対応」

(ア) 市民生活を支えるごみの収集・運搬・処理・処分をいかなる時も着実に実施するとともに、高齢化に伴うごみ出し



支援のニーズ増加への対応を継続する。

- (イ) 市民サービスの向上に資する D X の取組として、粗大ごみ処理手数料の電子決済化や、資源集団回収奨励金の交付申請をインターネット上でも行えるよう効率化を図る。
- (ウ) 清潔できれいなまちを目指し、横浜駅西口の美化対策の強化をはじめ、地域清掃の活性化や歩きたばこの防止に取り組む。

ウ 「将来を見据えた施設整備」

- (ア) 地域に根ざし、脱炭素社会の一翼を担うごみ焼却工場として再整備を進める保土ヶ谷工場の本体工事に向けた事業者選定を行う。
- (イ) 廃棄物処理施設における老朽化に対応するため、A I ・ I o T 技術を積極的に活用し、時代の変化を踏まえた最適な施設整備について検討する。

(3) 主な事業内容

ア 資源循環管理

(ア) 減量・リサイクル推進

a 3 R の推進

リデュース・リユース・リサイクルの 3 R を推進し、環境負荷を低減するライフスタイルへの転換を図るため、広報・啓発を通じて、市民・事業者の実践行動を推進する。また、横浜 G 3 0 プラン、ヨコハマ 3 R 夢プランに続く、新たな一般廃棄物処理基本計画の取組内容を、様々な広報媒体や機会を活用して、わかりやすくお伝えする。

b 分別・リサイクルの推進

(a) 分別・リサイクル推進事業

分別収集したプラスチック製容器包装やスプレー缶、ガラス・陶磁器類等の燃えないごみの中間処理・資源化委託を実施する。

(b) 資源選別施設管理運営事業等

分別収集した缶・びん・ペットボトルを、缶はアルミ缶・スチール缶、びんは無色・茶色・その他の色、ペットボトルに選別し、民間事業者に引き渡し資源化する。

c 家庭ごみの減量・リサイクルに向けた取組

(a) 発生抑制等推進事業

市民・事業者との連携により、プラスチックごみの発生抑制や分別・リサイクルを推進する。また、食品ロスの削減に向け、国際機関や事業者等と連携した取

組や家庭での実践に役立つ情報発信等を行うとともに、「土壌混合法」による生ごみ減量化を推進する。

(b) 環境事業推進委員等事業

環境事業推進委員を委嘱し、3R行動の推進やまちの美化に地域と連携して取り組みます。また、「ヨコハマ3R夢」の推進に功労のあった個人・団体を表彰し、活動の一層の定着を図る。

(c) 資源集団回収促進事業

自治会・町内会等の地域の登録団体と回収事業者が契約して行う資源集団回収により、古紙・古布等を資源化する。また、資源集団回収の安定的な実施のため、登録団体と回収事業者に奨励金を交付する。登録団体や回収事業者が行う奨励金申請手続についてオンライン化するシステムを、令和5年度に開発する。

d 事業系ごみの適正処理・減量化の推進

(a) 事業系ごみ適正処理・減量化推進事業等

「食べきり協力店」や「横浜市食の3Rきら星活動賞」を通じ、食品ロス削減の取組を進める。また、3R活動の促進のため、大規模事業所等への立入調査を行うとともに、プラスチック対策としてリサイクル等を働きかける。横浜市役所も一事業者として率先して3R活動に取り組む。

(b) 事業系ごみ適正搬入推進事業等

ごみ焼却工場において搬入物検査を実施し、産業廃棄物等の不適正搬入を防止する。また、一般廃棄物処理業者への立入調査、関係法令や交通安全の講習会等により適正処理を推進する。

e 国際協力事業

各国が抱えている廃棄物の課題解決に向け、国やJICA等と連携して支援を実施する。

(イ) 事務所

a 事務所等運営

収集事務所等の維持管理を行う。

b 事務所等整備補修

収集事務所等の整備・補修を実施する。

(ウ) 車両管理

a 車両維持管理等

収集車両の維持管理や燃料の調達等を行う。

b 車両調達

ごみの収集運搬業務で使用する車両を調達する。

イ 適正処理

(ア) 適正処理総務

a 家庭ごみの収集運搬

(a) 家庭ごみ収集運搬業務委託事業

プラスチック製容器包装及び缶・びん・ペットボトルの収集運搬業務を、民間事業者へ委託し実施する。

(b) 中継輸送業務委託等

家庭ごみ収集運搬業務の効率化やごみ焼却工場の安定稼働を支える中継輸送施設の管理運営業務等を民間事業者等へ委託し実施する。

(c) 粗大ごみ処理事業

粗大ごみの受付業務及び収集業務等を、民間事業者等へ委託し実施する。また、インターネット申込み等における粗大ごみ処理手数料の支払方法に電子決済を導入する。

(d) 適正処理総務管理等

集積場所の改善を行うとともに、ふれあい収集やいわゆる「ごみ屋敷」の解消など、ごみの排出支援を実施する。

b きれいなまち横浜の推進

(a) クリーンタウン横浜事業

横浜の玄関口でもあり、多くの方が訪れる横浜駅周辺の美化を強化するほか、清掃活動・美化活動に取り組む企業や団体を支援し、地域や市民・事業者と連携した美化活動を推進する。また、海洋プラスチックごみ削減への取組として、河川やその周辺のごみの分布・実態調査を実施する。さらに、横浜駅西口周辺における喫煙禁止の指定区域拡大に向けた取組を進めるほか、巡回指導を行うとともに、歩きたばこ防止や喫煙マナー向上に取り組む。

(b) 不法投棄等対策事業

不法投棄された廃棄物の早期撤去を行うほか、不法投棄の防止を図る。また、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車を撤去、処分する。

(イ) 工場

a ごみ焼却工場の管理・運営

(a) 工場運営等

ごみの焼却処理に必要な薬品の購入や焼却灰の運搬業務委託等を実施する。また、ごみ焼却工場で創出し

た電力等を売却し、財源を確保する。

(b) 工場補修等

ごみ焼却工場のプラント設備等の補修や整備を実施する。

b 保土ヶ谷工場再整備事業

新たな保土ヶ谷工場の建設工事に向けた事業者選定を行う。また、工場の再整備中においても中継輸送機能を確保するため、中継輸送施設の建設工事及び橋梁等の解体工事などを実施する。

c 焼却灰資源化事業

焼却灰の資源化を実施する。

d 工場環境保全調査等

環境法令等に基づき、排出ガスや排水等の有害物質の調査を実施する。また、ごみの組成調査を実施する。

e 港南工場跡地活用事業

済生会横浜市南部病院の移転・再整備のため、崖地対策工事の実施と既存建物解体の経費負担を行う。

(ウ) 処分地

a 最終処分場の管理・運営

(a) 南本牧最終処分場の管理・運営

南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場の管理・運営を適正に行う。また、最終処分場の安定稼働が継続できると、排水処理施設の補修・更新を計画的に実施する。

(b) 埋立てを終了した最終処分場の管理・運営

埋立てを終了した最終処分場の排水処理施設や神明台処分地スポーツ施設の管理・運営等を適正に行う。

b 南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場整備事業

第 5 ブロック廃棄物最終処分場の整備に係る既設外周護岸等の負担金を支出する。

c 処分地環境保全調査

環境法令等に基づき、排水や汚泥等の有害物質等の調査、周辺環境に対する影響調査を実施する。

(エ) 産業廃棄物対策

a 産業廃棄物の適正処理

(a) 排出事業者指導等

産業廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正処理を推進するため、排出事業者・処理施設・許可業者への立入調査や多量排出事業者への指導を実施するとともに、プラスチック対策として多量に排出する事業

者にリサイクル等を働きかける。また、廃棄物処理法及び自動車リサイクル法に基づく許可申請に対する審査を進めるとともに、建設リサイクル法の的確な運用を図る。

(b) 不適正処理監視・指導強化事業

産業廃棄物の不適正処理に対し迅速な対応を図るとともに、違法事案に対して監視・指導を実施する。

(c) PCB 適正処理推進

市内事業者に対し、低濃度 PCB が使用された電気機器の保有確認等を促す。また、処分期間を過ぎても処分がされない高濃度 PCB 廃棄物について、本市が行政代執行により処分する。

b 南本牧最終処分場埋立事業等

市内中小企業等の産業廃棄物の受入れを行い、産業廃棄物の埋立業務や排水処理施設の管理・運営に要する経費を支出する。

c 戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去等事業

公共水域の汚染の拡散を防止するため、処分場内外に設置している井戸で汚水を汲み上げ、排水処理施設で浄化し、下水道に放流する。また、行政代執行に要した費用については、引き続き、原因者へ費用求償を行う。

(4) 収集・運搬計画

ア 区域

横浜市全域

イ 分別の区分と排出・収集運搬方法

(ア) 家庭ごみ

a 行政回収

(a) 燃やすごみ、燃えないごみ、スプレー缶、乾電池、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル、小さな金属類、粗大ごみ

	分別の区分		排出方法	収集運搬方法	
		説明			
1	燃やすごみ	この表の 2 から 8 までの項及び 3 (4) イ (ア) a (b) 古紙及び古布に属さないもの	集積場所（集積場所を利する市民等が協議を定め、その場を市が収集	透明若しくは半透明の袋又は半透明の袋に入れて排出。透明若しくは半透明の袋に入付る容器の排出。	週 2 回、集積場所に収集（燃やすごみの日に収集）。（※ 1）

2	燃えな いごみ	ガラス製品、陶磁器の他、この除く、電球、その他（8項を灯、電球製品、その及び蛍光灯）	であつたと認めるところ（※1）（※2）	購入時、新品の製造、包装、表示、並びに検査等（※1）（※2）	
3	スプレー缶	主として（カーボン）		中身を切り出し、透明半袋で排出。	
4	乾電池	一次電池のうち、マルガン乾電池、ニッケル乾電池、アルカリ乾電池		透明半袋で排出。	
5	プラスチック容器包装（※3）	商品の容器包装のうちのプラスチック製の容器（※1）（※2）（※3）（※4）（※5）（※6）（※7）（※8）（※9）（※10）（※11）		中身を切り出し、透明半袋で排出。	週1回、集積場に集積（プラスチック容器包装の日集）（※1）

		<p>当し器 れ、と容 さ一部る が一れ がのさ 等器用 着容使 接該て (12)</p>			
6	<p>び び ペ ト ポ ト ル</p>	<p>のうち、 鋼製又の の鋼製の ム製のも ののあつ 形ので「飲 プ）（飲み 下）（飲食 ）のが充 びん：主 ス製の① プ形の③ に準有す 等て飲た っさんレ んペして レフは造 又造容、 器し加 、ゆ調 酢 タ ん</p>	<p>ら、ミッ （含む。品 ）飲む。い 「と」さ んてガ し、②び 及④①・ 造容器が のルチレ に準有、 等つゆ、 品、食酢 レ味料の も</p>	<p>（と分場 ）限るラ ）やは中 ルは軽く し、びん ずびぶペ つ、ポト 缶・ポ一 明はの透 はし透に た器。</p>	<p>1 回積に集 、場所収 場て（びん ）（ポトル の日に集） 。 ※ 1</p>
7	<p>な な 類 類 金 属</p>	<p>主といし て金製も 、一属「 （こトの 除のに 骨</p>	<p>き「下」 （）のび で。ンも で。ンも で。ンも で。ンも</p>	<p>袋に出し （に排だ 、）か乱 、）散お 、）あそ の）は透 の）は半 又）の袋 明）のれ 入）れ物 刃）な 陰）は</p>	<p>れ出しく れ出しく れ出しく れ出しく</p>

			製品名 を 表 示 し て 排 出 。 )	
8	粗大ごみ	金属製のものを、一ト 辺が 30センチメートル 以上以外で 50センチ メートル以上の骨、5 (ア) a (b) 古す に該当する。	次のいずれかの方法 による。 (1) 電話又はインタ ーネットによる申し込み 後、粗大ごみ数の番 集シール（受付紙を 納付済みの受付紙を 記載し、指 付して、朝 8 時 れた日の朝 8 時 で指定された場 所へ排出。 (2) 電話又はインタ ーネットによる申し込み 後、粗大ごみ数の番 集シール（受付紙を 記載し、排 付して、排出者 自らが 3 (4) エに めらる搬入先に搬 入。	申込み の際に 指定し 及 指 定 日 及 場 所 に て 収 集 。

- ※ 1 ふれあい収集における排出方法及び収集運搬方法については、対象者との取り決めによる。
- ※ 2 集積場所への排出のほか、排出者自らが、ごみが発生した場所に存する区域の資源循環局事務所（北部事務所を除く。）に申し込み、1 項は 3 (5) ア (ア) に定める施設のうち燃やすごみの区分に対応した施設、2 項（蛍光灯及び電球を除く。）は南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場に搬入することができる。  
また、この表の 2 から 7 までの項については、排出者自らが、資源循環局事務所（緑事務所、栄事務所及び北部事務所を除く。）、長坂谷ストックヤード（緑区寺山町 745 番地の 45）及び栄ストックヤード（栄区上郷町 1,570 番地の 1）へ持ち込むことができる。
- ※ 3 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する「特定容器」及び「特定包装」のうち、主としてプラスチック製の容器包装（ペットボトル以外のもの。）のこと（



ただし、在宅医療により排出されるビニールバッグ類については「燃やすごみ」として排出。)

(b) 古紙及び古布

	分別の区分		排出方法	収集運搬方法
		説明		
1	古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙（新聞、段ボール、紙パック、雑誌以外の紙）（汚れが著しいもの、銀紙、裏カバー紙、内側パック、捺染紙（アピロンプリント転写紙）、感熱紙、ヨーグルト・アイスクリームの紙容器、カップ容器、洗剤容器、石けんの包装紙は除く。）	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙を種類ごとにまとめて排出（その他の紙で大きさの揃ったものや、細かいものは、紙袋又は透明若しくは半透明の袋に入れて排出。）（※ 4）	指定した日時場及び所収集。（※ 5）
2	古布	主として繊維でできている製品（衣類、シーツ、毛布、カーテン、タオル、ハンカチ、タオルケット、布団カバー（汚れや破れのあるものは除く。））	透明又は半透明の袋で排出。（※ 4）	指定した日時場及び所収集。（※ 5）

※ 4 排出者自らが、資源循環局事務所（緑事務所、栄事務所及び北部事務所を除く。）、長坂谷ストックヤード（緑区寺山町 745 番地の 45）及び栄ストックヤード（栄区上郷町 1,570 番地の 1）へ持ち込むことができる。また、段ボールを除き、排出者自らが、各地域に設置されている資源回収ボックスに持ち込むことができる。

※ 5 ふれあい収集における排出方法及び収集運搬方法については、対象者との取り決めによる。

(c) 小型家電及び水銀式の体温計・血圧計・温度計

	分別の区分		排出方法	収集運搬方法
		説明		
1	小型家電	電気、電池で作動する製品（蛍光灯、電球を除く、30センチメートル×15センチ	電池類を取り外し、区役所や資源循環局事務所等に設置されている専用の回収ボ	適宜収集

		メートルの投入口に 入る、長さ 30 センチ メートル未満の製品 に限る。)	ックスへ排出。また 、金属製の製品は 3 (4)イ(ア) a (a) 7 項小 な金属類として、そ の他の製品は 3 (4)イ (ア) a (a) 1 項燃や みとして排出でき る(パーソナルコン ピューターを除く。取 り外せないものは、 それだけを透明又は 半透明の袋に入れて 排出。)	
2	水銀式 の体温 計・血 圧計・ 温度計	水銀式の体温計・血 圧計・温度計(割れ ているものを除く。 )	購入時のケースや透 明又は半透明の袋に 入れて、区役所や資 源循環局事務所設置 付窓口または専用の ボックスへ排出。 また、3 (4)イ(ア) a (a) 2 項燃えなごみと して排出できる。	適宜収 集

b 資源集団回収

品目	排出方法	収集運搬方法
(1) 古紙類(新聞、段ボ ール、紙パック、雑誌 ・その他の紙)	登録団体と登録業者 との契約による。	登録団体と登録 業者との契 約による。(※ 6)
(2) 布類		
(3) 金属類(アルミ缶・ スチール缶(食料用・ 飲料用))		
(4) びん類		

※ 6 自然災害等の事情によりやむを得ない場合又はその他市長  
が必要と認める場合には、市長が収集を行うことができる。

(イ) 事業系ごみ(事業活動に伴って生ずる一般廃棄物)

以下の分別の区分に従い、排出及び収集運搬を行うもの  
とする。なお、排出事業者が収集運搬を他人に委託する場  
合は、法第 6 条の 2 第 6 項に従い、一般廃棄物収集運搬業  
許可業者又は専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの  
収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者  
(以下「収集運搬業許可業者等」という。)に委託しなけ  
ればならない。

分別の区分	排出場所	排出方法	収集運搬 方法
説明			

1	古紙	新聞、段ボーク ル、紙パッ 、雑誌、オ イスク紙、フ （名刺、一 、葉書、封 用紙等の、 紙類、袋、 箱、割り 、シユレ 一紙な、 （資資源 さの※7） 。 ※7）は	次のいずれ かとする。 (1) 排出者 業者が運 場分別に 、区分じ (5) イ載 施設運 出。該事 (2) 業活 行内敷 （3）イ (ア) a 行 回收排 欄にお 場使用 積除 れ場所 を積除 る。）	新聞、段ボ ール、紙パ ック、雑誌 、オ、フ、 紙、ペ、ミ スを品目 に分別し 排出。	事業者は搬 業者可搬 業者可搬 業者等運 集業者集
2	木くず、 生ごみ	資資源化する の（資資源 推奨）	(ア) a 行 回收排 欄にお 場使用 積除 る。）	3 (5) イに める木く 、生ごみの 搬入先指 示に從分 別して排出 。	定ずるの指 分け
3	可燃性の及 び不燃性の 廃棄物の廃棄	この表の1項 及び2項の 分別なき を別表に 除く。）	行分別に 標準 （資資源 推奨）	可燃性廃 棄物を排 棄物とな しな 混入は な 。 ※7）は	業者可搬 業者可搬 業者等運 集業者集
住居に併置 する事業所 又は事務排 出事業系 に係る事業 所（本市の 資源適正 処理等規	併置事業所 事業系（廃 棄物資源 適正処理 等規	3 (4) イ の回収 。 ※7）は	住居に併置 する事業所 又は事務排 出事業系 に係る事業 所（本市の 資源適正 処理等規	3 (4) イ の回収 。 ※7）は	業者可搬 業者可搬 業者等運 集業者集

条の要件を満たし、同規則第 10 条に定める届出を行った事業所に限る。)		された場所に排出。		
--------------------------------------	--	-----------	--	--

※ 7 資源化に適さない可能性のあるものとは、金属がついた粘着物のついた紙、汚れが著しい紙、臭いのついた紙、感光紙、ビニールコート紙、ワックス加工品、油紙、防水加工紙、捺染紙（アイロンプリント用熱転写紙）、ターポリン紙、硫酸紙、感熱発泡紙、感熱紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、合成紙等をいう。

(ウ) その他

区分	排出方法	収集運搬方法
動物の死体 （遺棄動物の死体に限る。）	ー	適宜収集
不法投棄	ー	適宜収集
横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（平成 28 年 9 月横浜市条例第 45 号）第 6 条第 2 項に規定される不良な生活環境の防止に必要な対応により排出された一般廃棄物及び第 6 条第 3 項の規定により排出された一般廃棄物（以下「いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に規定された一般廃棄物」という。）	排出者との取り決めによる。	排出者との取り決めによる。
地域清掃、その他	随時排出	適宜収集

ウ 横浜市が収集しないごみ

区分	品目	排出方法
排出禁止物（条例第 30 条第 1 項関連）	特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下、同じ。）であるエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機、自動車、オートバイ、FRP 船、パーソナルコンピュータ（3(4)イ(ア)a(c)に該当するものを除く。）、消火器、大量の自転車、タイヤ（自動車、バイク）、自動車用バッテリー、小型充電式電池、ボタン電池、プロパンガスボンベ	メーカー及び販売店等に相談し、適正に処理。

	、高圧ガス容器、ピアノ、廃油、塗料、薬品類、耐火金庫、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 3 条第 1 号ホに規定する石綿含有一般廃棄物（非飛散性のものは除く。）、その他収集及び処理に著しい支障を及ぼすもの	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 3 条第 1 号ホに規定する石綿含有一般廃棄物のうち、非飛散性のもの	排出者自ら又は収集運搬業者等に収集運搬を委託し、南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場に搬入。
一時多量ごみ	収集作業に支障を生じるもの	排出者自ら又は収集運搬業者等に収集運搬を委託し、市長の指定する施設に搬入。

エ 粗大ごみを排出者が持ち込む場合の搬入先（条例別表第 1 関連）

搬入先	所在地
鶴見資源化センター	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1
長坂谷ストックヤード	緑区寺山町 745 番地の 45
栄ストックヤード	栄区上郷町 1,570 番地の 1
神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1

オ 横浜市が処分する一般廃棄物の運搬先として、市長が指定する施設（条例第 37 条第 1 項及び同条第 2 項並びに別表第 1 関連）

施設名	所在地
鶴見工場	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1
保土ヶ谷工場（※ 8）	保土ヶ谷区狩場町 355 番地
旭工場	旭区白根二丁目 8 番 1 号
金沢工場	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1
都筑工場	都筑区平台 27 番 1 号
南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧 3 番の 1 及び 4 番の 1 地先
神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1
鶴見資源化センター	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1

※ 8 一時休止中のため、災害時など緊急的な場合に限る。

カ 一般廃棄物収集運搬業の許可

取扱廃棄物の種類が一般廃棄物（ごみ（横浜市が収集するものを除く））である一般廃棄物収集運搬業については、新たな許可は行わない（詳細は、「横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり。）。

(5) 処理・処分計画

ア 家庭ごみ

(ア) 行政回収

区分	搬入先（中継施設は除く。）		処理方法
	施設名	所在地	
燃やすごみ、可燃性の粗大ごみ（資源化可能な粗大ごみを除く。）	鶴見工場（破碎物は鶴見資源化センター）	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	焼却
	保土ヶ谷工場（※ 8）	保土ヶ谷区狩場町 35 5 番地	
	旭工場	旭区白根二丁目 8 番 1 号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1	
	都筑工場	都筑区平台 27 番 1 号	
不燃性の粗大ごみ（資源化可能な粗大ごみを除く。）	南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧 3 番の 1 及び 4 番の 1 地先	埋立て
スプレー缶、燃えないごみ	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	資源化
	保土ヶ谷ストックヤード	保土ヶ谷区狩場町 35 5 番地	
	旭ストックヤード	旭区白根二丁目 8 番 1 号	
	金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1	
	都筑ストックヤード	都筑区平台 27 番 1 号	
	神奈川ストックヤード	神奈川区新浦島町 2 丁目 4 番地の 2	
	戸塚ストックヤード	戸塚区名瀬町 443 番地の 1	
	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	
南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧 3 番の 1 及び 4 番の 1 地先	埋立て（※ 9）	
乾電池	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	資源化
プラスチック	民間処理施設		

製容器包装				
缶・びん・ペットボトル		鶴見資源化センター	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	
		金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1	
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目 3 番 1 号	
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1,921 番地の 12	
小さな金属類		鶴見ストックヤード	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	
		金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1	
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目 3 番 1 号	
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1,921 番地の 12	
		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	
資源 化可 能粗 大ご み	再使用 可能な 家具類	栄リユース品ヤード	栄区上郷町 1,570 番地の 1	再使用
		神明台リユース品ヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	
	金属製 品	栄粗大金属ヤード	栄区上郷町 1,570 番地の 1	資源化
		神明台粗大金属ヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	
	羽毛布 団	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	
		旭ストックヤード	旭区白根二丁目 8 番 1 号	
		都筑ストックヤード	都筑区平台 27 番 1 号	
古紙		鶴見ストックヤード	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	
		都筑ストックヤード	都筑区平台 27 番 1 号	
		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	
		栄ストックヤード	栄区上郷町 1,570 番地の 1	
		民間処理施設		
古布		鶴見ストックヤード	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	資源化・再使用
		都筑ストックヤード	都筑区平台 27 番 1 号	
		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	

	栄ストックヤード	栄区上郷町 1,570 番地の 1	
小型家電	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	資源化
水銀式の体温計・血圧計・温度計	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	資源化

※ 9 燃えないごみのうち、上記施設に搬入しないものに限る。

(イ) 資源集団回収

品目	搬入先	処理方法
古紙類（新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック）、布類、金属類（アルミ缶・スチール缶（食料用・飲料用））、びん類	民間処理施設	資源化・再使用

イ 事業系ごみ

以下の区分に従い、処分を行うものとする。なお、排出事業者が処分を他人に委託する場合は、法第 6 条の 2 第 6 項に従い、一般廃棄物処分業許可業者又は専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者（以下「処分業許可業者等」という。）に委託しなければならない。

区分	搬入先		処理方法
	施設名	所在地	
古紙	資源化を行う処分業許可業者等の施設		資源化
木くず、生ごみ			
可燃性の廃棄物（別表に記載された廃棄物を除く。資源化に適さない可能性のある古紙、資源化しない木くず及び生ごみを含む。）	鶴見工場（破砕物は鶴見資源化センター）	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	焼却
	保土ヶ谷工場（※ 8）	保土ヶ谷区狩場町 355 番地	
	旭工場	旭区白根二丁目 8 番 1 号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1	
	都筑工場	都筑区平台 27 番 1 号	
不燃性の廃棄物（別表に記載された廃棄物を除く。）	南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧 3 番の 1 及び 4 番の 1 地先	埋立て



ウ 一時多量ごみ

区分	搬入先		処理方法
	施設名	所在地	
専ら物（※ 10）	専ら物の処分を業として行う者の施設		資源化
可燃性の廃棄物（別表に記載された廃棄物を除く。資源化に適さない可能性のある古紙を含む。）	鶴見工場（破碎物は鶴見資源化センター）	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	焼却
	保土ヶ谷工場（※ 8）	保土ヶ谷区狩場町 35 番地	
	旭工場	旭区白根二丁目 8 番 1 号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1	
	都筑工場	都筑区平台 27 番 1 号	
不燃性の廃棄物（ただし、本表の神明台ストックヤードに持ち込むもの及び別表に記載された廃棄物を除く。）	南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧 3 番の 1 及び 4 番の 1 地先	埋立て
蛍光灯及び電球、スプレー缶、乾電池、プラスチック製容器包装、ペットボトル、小さな金属類（※ 11）	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	資源化
粗大ごみの規格（※ 12）に該当するもの	3 (4) エに定める搬入先		焼却、埋立て及び資源化

※ 10 法第 7 条第 1 項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物

※ 11 3 (4) イ (ア) a (a) 2 ～ 7 項参照

※ 12 3 (4) イ (ア) a (a) 8 項参照

エ その他

区分	搬入先（中継施設は除く。）		処理方法
	施設名	所在地	
動物の死体（遺棄動物の死体に限る。）	鶴見工場	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	焼却
	旭工場	旭区白根二丁目 8 番 1 号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1	
	都筑工場	都筑区平台 27 番 1 号	

不法投棄、いわゆる「ごみ敷」対策条例に規定された一般廃棄物、地域清掃その他	缶・びん・ペットボトル	鶴見資源化センター	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	資源化	
		金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1		
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目 3 番 1 号		
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1, 921 番地の 12		
	小さな金属類（※ 13）	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1		
		金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1		
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目 3 番 1 号		
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1, 921 番地の 12		
		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1		
	粗大ごみの規格（※ 12）に該当する金属製品	栄粗大金属ヤード	栄区上郷町 1,570 番地の 1		
		神明台粗大金属ヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1		
	可燃性の廃棄物	鶴見工場（破砕物は鶴見資源化センター）	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1		焼却
		旭工場	旭区白根二丁目 8 番 1 号		
		金沢工場	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1		
都筑工場		都筑区平台 27 番 1 号			
不燃性の廃棄物	南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧 3 番の 1 及び 4 番の 1 地先	埋立て		

※ 13 3 (4) イ (ア) a (a) 7 項参照

4 し尿等処理実施計画

(1) 処理計画量

し尿・浄化槽等汚泥 (単位：キロリットル)	
処理量	34,266
し尿	7,291
浄化槽等汚泥	26,957

(2) 主な事業内容

ア し尿処理総務

(ア) し尿処理総務管理等

下水道が普及していない世帯や工事現場等の仮設トイレについて、し尿のくみ取りを行う。また、市内の浄化槽の設置審査や維持管理の指導等を行う。

(イ) 公衆トイレ維持管理

市内公衆トイレの清掃や維持管理を行う。

イ し尿処理施設

(ア) 磯子検認所等

市内でくみ取りしたし尿及び浄化槽等汚泥について、磯子検認所で前処理をした後、水再生センターへ圧送する。また、施設の管理・運營業務を委託により実施する。

(イ) 災害対策用トイレ整備事業

地域防災拠点への災害時下水直結式仮設トイレ（災害用ハマッコトイレ）の配備を進め、建替予定の 3 拠点を除く全拠点への整備を完了する。また、トイレパックの備蓄など、家庭での取組について啓発を行う。

(ウ) 公衆トイレ整備事業

保土ヶ谷駅前公衆トイレでは、新築工事を行う。また、公衆トイレに残る和式便器の洋式化を順次進める等誰もが利用しやすい公衆トイレを目指し、環境整備を進める。

(3) 収集・運搬計画

ア 区域

横浜市全域

イ 排出の区分と収集・運搬方法

区分	収集方法
し尿	一般収集：おおむね月 2 回収集。
	臨時収集：申請により収集。（※ 14）
浄化槽等汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた浄化槽清掃業許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集。

※ 14 臨時収集については、事業活動等に伴い設置された仮設トイレを、申請に応じて収集する（手数料の徴収有）。

ウ 一般廃棄物収集運搬業の許可

取扱廃棄物の種類が一般廃棄物（浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥、及びディスポーザ排水処理システム汚泥）である一般廃棄物収集運搬業については、新たな許可は行わない（詳細は、「横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり。）。

(4) 処理・処分計画

区分	搬入先		処理方法
	施設名	所在地	

し尿 浄化槽等汚泥	磯子検認所	磯子区新磯子町 38番地	下水道施設による処理
--------------	-------	-----------------	------------

別表

区分	品目
可燃性の廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定家庭用機器廃棄物</li> <li>・ 焼却不適物（液体、大量の粉末、直径 20 センチメートル以上又は長さ 50 センチメートル以上のもの（破碎機を使用する場合は長さ 300 センチメートル以上のものであるもの。）、焼却設備に損傷を与えるおそれがあるもの、感染性廃棄物、毒物</li> <li>・ 劇物（毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 300 号）第 2 条に規定するもの。）又は動物の死体（駆除又は遺棄動物の死体を除く。）、その他処理に著しい支障を及ぼすもの。）</li> </ul>
不燃性の廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PCB が付着又は混入しているもの</li> <li>・ 油分が付着又は混入しているもの</li> <li>・ 水中に投じて油膜が生じるもの</li> <li>・ 水中に投じて浮遊するもの</li> <li>・ 毒物・劇物</li> <li>・ 著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性又は臭気を有するもの</li> <li>・ 中空であるもの</li> <li>・ 概ね 30 センチメートルを超えるもの</li> </ul>

横 浜 市 告 示 第 148 号 ( 令 和 5 年 4 月 1 日 掲 示 済 )

固 定 資 産 税 に 係 る 固 定 資 産 の 価 格 等 の 登 録

令 和 5 年 度 の 固 定 資 産 の 価 格 等 を 固 定 資 産 課 税 台 帳 に 登 録 し た 。

令 和 5 年 4 月 1 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第 149 号

「大都市比較統計年表」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「大都市比較統計年表」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 150 号

「調査季報」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「調査季報」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 151 号

「横浜市民意識調査」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「横浜市民意識調査」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで



横 浜 市 告 示 第 152 号

「横浜市民生活白書 2019」売払代金収納事務の委託  
 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定  
 により、「横浜市民生活白書 2019」売払代金の収納事務を次のとおり  
 委託した。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 153 号

「横 浜 市 中 期 計 画 2022 ～ 2025 」 売 払 代 金 収 納 事 務 の 委 託  
 地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
 に よ り 、 「 横 浜 市 中 期 計 画 2022 ～ 2025 」 売 払 代 金 の 収 納 事 務 を 次 の  
 と お り 委 託 し た 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 知 的 障 害 者 育 成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 9 番 地 の 5	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 154 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 2 の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の主たる事務所の所在地	指定納付受託者に納付させる歳入	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷 2 丁目 24 番 12 号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
スルガカード株式会社	東京都中央区日本橋室町 1 丁目 7 番 1 号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 155 号

「季刊誌「横濱」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、季刊誌「横濱」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 156 号

「季刊誌「横濱」ダイジー版」売払代金収納事務の委託  
 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定  
 により、季刊誌「横濱」ダイジー版売払代金の収納事務を次のとおり  
 委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 157 号

「図説「横浜の歴史」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、図説「横浜の歴史」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 158 号

「横 浜 市 史 II」 売 払 代 金 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令（ 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ） 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
 に よ り、「 横 浜 市 史 II」 売 払 代 金 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た  
 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 知 的 障 害 者 育 成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 9 番 地 の 5	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 159 号

「横 浜 市 史 資 料 所 在 目 録 - 近 ・ 現 代 - 」 売 払 代 金 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 「 横 浜 市 史 資 料 所 在 目 録 - 近 ・ 現 代 - 」 売 払 代 金 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 知 的 障 害 者 育 成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 9 番 地 の 5	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で



横浜市告示第 160 号

「横浜市史資料室紀要」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「横浜市史資料室紀要」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 161 号

「市史研究よこはま」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「市史研究よこはま」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 162 号

「報告書「横浜の文化人と戦後復興」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「報告書「横浜の文化人と戦後復興」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 163 号

「報告書「ヨコハマの台所～高度経済成長期の横浜市中  
央卸売市場～」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定  
により、「報告書「ヨコハマの台所～高度経済成長期の横浜市中  
央卸売市場～」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 164 号

「報告書「占領軍のいた街」」売払代金収納事務の委託  
 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定  
 により、「報告書「占領軍のいた街」」売払代金の収納事務を次の  
 とおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 165 号

「報告書「震災復興と大横浜の時代」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「報告書「震災復興と大横浜の時代」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 166 号

「報告書「昭和 40 年代の横浜市広報ポスター」」売払代  
金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定  
により、「報告書「昭和 40 年代の横浜市広報ポスター」」売払代金  
の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 167 号

「報告書「横浜の戦争—市民と兵士の記録」」売払代金  
 収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定  
 により、「報告書「横浜の戦争—市民と兵士の記録」」売払代金の  
 収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで



横 浜 市 告 示 第 168 号

「報告書「豊かな海と暮らし—金沢区柴の漁業史」」売  
払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定  
により、「報告書「豊かな海と暮らし—金沢区柴の漁業史」」売払  
代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 169 号

「報告書「横浜の昭和を生きた人びと」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「報告書「横浜の昭和を生きた人びと」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 170 号

「報告書「YOKOHAMA1968・1989－戦後の転換点－」」売払代  
金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定  
により、「報告書「YOKOHAMA1968・1989－戦後の転換点－」」売払代金  
の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 171 号

「横浜市史資料室報告書」売払代金収納事務の委託  
 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定  
 により、「横浜市史資料室報告書」売払代金の収納事務を次のとおり  
 委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 172 号

「令和 5 年度予算案について」売払代金収納事務の委託  
 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定  
 により、「令和 5 年度予算案について」売払代金の収納事務を次の  
 とおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 173 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 31 年 1 月横浜市告示第 1 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 5 年 3 月 7 日	特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワーク	港北区錦が丘 15 番 11 号	(新) 平成 30 年 1 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日まで
			(旧) 平成 30 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 174 号

「横 浜 市 開 港 記 念 会 館 ス テ ン ド グ ラ ス 修 復 記 念 誌 」 売 払  
代 金 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
に よ り 、 「 横 浜 市 開 港 記 念 会 館 ス テ ン ド グ ラ ス 修 復 記 念 誌 」 売 払 代  
金 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 知 的 障 害 者 育 成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 9 番 地 の 5	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 175 号

「横浜の町名」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「横浜の町名」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで



横浜市告示第 176 号

出資法人等の名称

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 32 条第 1 項の規定により情報公開を行う出資法人等は、次のとおりである。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会
- 公益財団法人横浜市国際交流協会
- 公益財団法人横浜市スポーツ協会
- 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団
- 公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー
- 公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団
- 公益財団法人横浜企業経営支援財団
- 公益財団法人横浜市消費者協会
- 公益財団法人横浜市シルバ一人材センター
- 公益財団法人よこはまユース
- 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
- 公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会
- 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団
- 公益財団法人横浜市総合保健医療財団
- 公益財団法人横浜市資源循環公社
- 横浜市住宅供給公社
- 公益財団法人横浜市建築保全公社
- 横浜シティ・エア・ターミナル株式会社
- 横浜高速鉄道株式会社
- 株式会社横浜シーサイドライン
- 横浜港埠頭株式会社
- 横浜ベイサイドマリーナ株式会社
- 公益財団法人帆船日本丸記念財団
- 横浜ウォーター株式会社
- 横浜交通開発株式会社
- 公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団
- 公益財団法人よこはま学校食育財団

横 浜 市 告 示 第 177 号

計 量 法 第 19 条 の 規 定 に 基 づ く 定 期 検 査 手 数 料 収 納 事 務 の  
委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
に よ り 、 計 量 法 ( 平 成 4 年 法 律 第 51 号 ) 第 19 条 の 規 定 に 基 づ く 定 期  
検 査 に か か る 手 数 料 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 消 費 者 協 会 理 事 長 阿 南 久	港 南 区 上 大 岡 西 一 丁 目 6 番 1 号	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 178 号

「横 浜 版 接 続 期 カ リ キ ュ ラ ム 平 成 29 年 度 版 育 ち と 学  
 び を つ な ぐ」 売 払 代 金 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
 に よ り、 「 横 浜 版 接 続 期 カ リ キ ュ ラ ム 平 成 29 年 度 版 育 ち と 学 び  
 を つ な ぐ」 売 払 代 金 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 知 的 障 害 者 育 成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 9 番 地 の 5	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 179 号

「横 浜 版 接 続 期 カ リ キ ュ ラ ム 実 践 事 例 集 第 6 集」 売  
 払 代 金 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
 に よ り 、 「 横 浜 版 接 続 期 カ リ キ ュ ラ ム 実 践 事 例 集 第 6 集 」 売 払  
 代 金 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 知 的 障 害 者 育 成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 9 番 地 の 5	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 180 号

「横 浜 版 接 続 期 カ リ キ ュ ラ ム 実 践 事 例 集 第 7 集」 売  
 払 代 金 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
 に よ り 、 「 横 浜 版 接 続 期 カ リ キ ュ ラ ム 実 践 事 例 集 第 7 集 」 売 払  
 代 金 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 知 的 障 害 者 育 成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 9 番 地 の 5	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 181 号

「横 浜 版 接 続 期 カ リ キ ュ ラ ム 実 践 事 例 集 第 8 集」 売  
 払 代 金 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
 に よ り 、 「 横 浜 版 接 続 期 カ リ キ ュ ラ ム 実 践 事 例 集 第 8 集 」 売 払  
 代 金 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 知 的 障 害 者 育 成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 9 番 地 の 5	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 182 号

児童相談所の児童福祉司等の数

横浜市児童相談所規則（昭和 33 年 7 月横浜市規則第 31 号）第 4 条第 4 項により、児童相談所の令和 5 年度の児童福祉司等の数を次のとおり定めた。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

児童相談所名	児童福祉法 第 12 条の 3 第 7 項の所 員の数	児童福祉法 第 13 条第 2 項の児童福 祉司の数	児童福祉法 第 13 条第 7 項の指導教 育担当児童 福祉司の数
横浜市中心部児童相談所	22 人	68 人	11 人
横浜市西部児童相談所	17 人	51 人	9 人
横浜市南部児童相談所	17 人	52 人	9 人
横浜市北部児童相談所	20 人	61 人	10 人

横浜市告示第 183 号

埋火葬に関する証明書等手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、埋火葬に関する証明書等手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
清光社・横浜植木 共同事業体 代表者 株式会社清光社 代表取締役 鈴木 真	中区山下町 1 番地	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで



横 浜 市 告 示 第 184 号

「横 浜 市 福 祉 の ま ち づ く り 条 例 施 設 整 備 マ ニ ュ ア ル」  
 売 払 代 金 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
 に よ り、 「 横 浜 市 福 祉 の ま ち づ く り 条 例 施 設 整 備 マ ニ ュ ア ル 」 売  
 払 代 金 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	受 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 知 的 障 害 者 育 成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 9 番 地 の 5	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 185 号

地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー の 設 置

介 護 保 険 法 ( 平 成 9 年 法 律 第 123 号 ) 第 115 条 の 46 第 3 項 の 規 定  
 に よ り 、 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー が 、 次 の と お り 設 置 さ れ た 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー の 設 置 者 の 名 称	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー の 所 在 地	設 置 年 月 日
社 会 福 祉 法 人 な で し こ 会	保 土 ヶ 谷 区 岩 井 町 14 3 番 地 2	令 和 5 年 4 月 1 日

横浜市告示第 186 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 36 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 5 年 2 月 1 日	株式会社 ケ アリツツ・ アンド・パ ートナーズ	ケアリツツ 尻手	鶴見区 矢向 四丁 目 20 番 1 号	居宅介護
同	株式会社 天 竺	ケアステー ション さ くら	鶴見区 北寺尾 二 丁目 10 番 4 号	居宅介護、 重度訪問介 護
同	株式会社 v i v e l y	就労移行パ ートナーズ 横浜 関内	中区 万代町 1 丁 目 2 番地の 12	就労移行支 援
同	社会福祉法 人 すみなす 会	海来	金沢区 釜利谷 東 七丁目 12 番 19 号	共同生活援 助
同	一般社団法 人 煌	ケアステー ション ぱ お	金沢区 寺前 二丁 目 9 番 2 号	居宅介護、 重度訪問介 護、行動援 護
同	株式会社 ア イシマ	愛の大空	旭区 善部町 54 番 地の 17	共同生活援 助
同	合同会社 K a l e i d o K n o t	結	泉区 中田 東 二丁 目 3 番 16 号	就労継続支 援 A 型
同	株式会社 K U K U R U	はたらくすく	青葉区 あざみ野 二丁目 12 番地の 5	生活介護
令和 5 年 3 月 1 日	一般社団法 人 ビジネス デザイン研 究所	キュアケア つばさ 鶴 見	鶴見区 馬場 三丁 目 18 番 5 号	共同生活援 助、短期入 所
同	株式会社 m i x b o x	ヘルパー ション つばさ	神奈川区 神之木 台 6 番 1 号	居宅介護、 重度訪問介 護
同	有限会社 神 奈川 ケア・ サービス	有限会社 神奈川 ケア ・サービス	神奈川区 西神奈 川 三丁目 17 番地 の 22	同行援護
同	社会福祉法	つゆくさ	南区 中村町 3 丁	共同生活援

	人 恵 友 会		目 194 番 地 の 11	助
同	株 式 会 社 ゆ い	グ ル ー プ ホ ー ム ゆ い り ん く 日 吉	港 北 区 日 吉 本 町 六 丁 目 66 番 2 号	共 同 生 活 援 助
同	ミ ナ ノ ワ 株 式 会 社	ク ラ イ ス ハ イ ム 横 浜 南 部 事 業 所	戸 塚 区 下 倉 田 町 1,859 番 地 の 1	共 同 生 活 援 助
同	ア ン ダ ン テ ミ ラ イ 株 式 会 社	A q u a 戸 塚	戸 塚 区 吉 田 町 50 4 番 地	居 宅 介 護 、 重 度 訪 問 介 護
同	イ マ ジ ネ ー シ ョ ン ラ イ フ 株 式 会 社	イ マ ジ ネ ー シ ョ ン ラ イ フ 上 大 岡 事 業 所	港 南 区 上 大 岡 西 一 丁 目 12 番 3 号	就 労 移 行 支 援 、 就 労 継 続 支 援 A 型
同	株 式 会 社 ま ほ ろ ば	訪 問 介 護 事 業 所 ま ほ ろ ば	栄 区 飯 島 町 92 - 1 番 地	居 宅 介 護 、 重 度 訪 問 介 護
同	株 式 会 社 こ あ ら つ づ き	株 式 会 社 こ あ ら つ づ き	都 筑 区 東 山 田 町 237 番 地	居 宅 介 護 、 重 度 訪 問 介 護
同	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ら い ち よ う	N E X T 福 祉 作 業 所	青 葉 区 も え ぎ 野 28 番 地 の 1	就 労 継 続 支 援 B 型

横浜市告示第 187 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 5 年 1 月 31 日	株式会社フロックス	介護の相談所 奏	保土ヶ谷区峰沢町 35 番地の 1	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社アカリエ	アカリエ総合福祉サービス	神奈川区台町 8 番地の 14	重度訪問介護
同	株式会社耀	ケアステーションぱお	金沢区寺前二丁目 9 番 2 号	居宅介護、重度訪問介護、行動援護
令和 4 年 7 月 9 日	株式会社スリーアローズ	生活介護事業所 ほのか	戸塚区名瀬町 2, 342 番地の 1	生活介護
令和 5 年 2 月 15 日	一般社団法人神奈川社会福祉支援センター	パスセンター上大岡	港南区上大岡西一丁目 11 番 7 号	就労移行支援
令和 4 年 10 月 31 日	特定非営利活動法人さえあいの和と輪	訪問介護 さえあいの和と輪	保土ヶ谷区法泉二丁目 20 番 27 号	重度訪問介護
令和 5 年 2 月 10 日	特定非営利活動法人ピースフルライフ	ピースフルライフ	金沢区富岡東五丁目 18 番 1 号	居宅介護、重度訪問介護、行動援護
令和 5 年 2 月 28 日	特定非営利活動法人美しが丘倶楽部	NPO 法人美しが丘倶楽部	青葉区美しが丘四丁目 1 番地の 15	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社ロタ	ディーキャリア 戸塚オフィス	戸塚区矢部町 29 番地	就労移行支援
同	株式会社アクセス・ケア	訪問介護事業所 アクセス・ケア	栄区桂町 688 番地の 1	同行援護

同	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ら い ち よ う	N e x t 福 祉 作 業 所	青 葉 区 荏 田 西 三 丁 目 10 番 地 の 7	就 労 継 続 支 援 B 型
---	-----------------------------------	----------------------	---------------------------------	--------------------

横浜市告示第 188 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 19 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 5 年 2 月 1 日	特定非営利 活動法人よ こはま成年 後見つばさ	計画相談室 ウィング	保土ヶ谷区釜台 町 5 番 5 号	地域移行支 援、地域定 着支援

横 浜 市 告 示 第 189 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 の 廃 止

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 51 条 の 25 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 を 次 の と お り 廃 止 す る 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和5年 2月10日	特定非営利 活動法人ピ ースフルラ イフ	ピースフル ライフ	金沢区富岡東五 丁目18番1号	地域移行支 援、地域定 着支援



横浜市告示第 190 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 20 第 1 項に規定する指定特定相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和 5 年 2 月 1 日	株式会社浜風	相談支援の浜風	中区山下町 98 番地
令和 5 年 3 月 1 日	合同会社サムズアップ	サムズアップ	都筑区東方町 379 番地の 5

横浜市告示第 191 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 4 項の規定に基づき、指定特定相談支援事業を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和 4 年 12 月 31 日	株式会社千雅	特定相談支援事業所 マリアの丘	緑区上山二丁目 35 番 1 号
令和 4 年 4 月 1 日	特定非営利活動法人 Believe 鎌倉	A i n a 横浜	栄区笠間二丁目 6 番 42 号
令和 5 年 2 月 10 日	特定非営利活動法人 ピースフルライフ	ピースフルライフ	金沢区富岡東五丁目 18 番 1 号

横浜市告示第 192 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 10 月 1 日	(新)医療法人社団緑風会みどりクリニック横浜	戸塚区吉田町 602 番地	病院又は診療所
	(旧)みどりクリニック横浜		
令和 4 年 9 月 1 日	オリーブ薬局	(新)港南区野庭町 97 番地の 1	薬局
		(旧)港南区野庭町 98 番地	
令和 4 年 10 月 11 日	医療生協かながわ生活協同組合訪問看護ステーションとつか	(新)戸塚区戸塚町 16 7 番地	訪問看護
		(旧)戸塚区戸塚町 3, 960 番地	

横 浜 市 告 示 第 193 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 精 神 通 院 医 療 )  
 の 変 更

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 精 神 通 院 医 療 ) か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
令 和 4 年 11 月 1 日	ロ ー ズ 調 剤 薬 局	(新) 保 土 ヶ 谷 区 釜 台 町 41 番 13 号	薬 局
		(旧) 保 土 ヶ 谷 区 釜 台 町 47 番 15 号	

横 浜 市 告 示 第 194 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 精 神 通 院 医 療 )  
 の 辞 退

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 精 神 通 院 医 療 ) か ら 、 次 の と お り 辞 退 し た 旨 の 届 出 が あ っ た  
 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

辞 退 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
令 和 4 年 9 月 30 日	ひ かり 在 宅 ク リ ニ ック	戸 塚 区 戸 塚 町 4,11 1 番 地	病 院 又 は 診 療 所

横 浜 市 告 示 第 195 号

「入門・イチから学ぶ依存症支援～横浜市内で依存症及び関連課題に携わる支援者向けガイドライン～」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「入門・イチから学ぶ依存症支援～横浜市内で依存症及び関連課題に携わる支援者向けガイドライン～」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 196 号

老人福祉施設の事業変更認可

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり老人福祉施設の入所定員の変更を認可した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

認可年月日	施設種別	施設名称	施設長	変更事項 (定員)	
				新	旧
令和 5 年 4 月 1 日	特別養護 老人ホ一 ム	特別養護老 人ホ一ム 都筑の里	舘 林 匡 江	人 64	人 72
令和 5 年 4 月 1 日	特別養護 老人ホ一 ム	特別養護老 人ホ一ム 菅里 田心愛の里	伊 藤 俊 吾	人 100	人 110
令和 5 年 4 月 1 日	特別養護 老人ホ一 ム	青葉ヒルズ	木 内 章 夫	人 130	人 140
令和 5 年 4 月 1 日	特別養護 老人ホ一 ム	特別養護老 人ホ一ム たきがしら 芭蕉苑	前 田 卓 哉	人 115	人 120
令和 5 年 4 月 1 日	特別養護 老人ホ一 ム	特別養護老 人ホ一ム 今井の郷	矢 部 徹	人 102	人 115
令和 5 年 4 月 1 日	特別養護 老人ホ一 ム	特別養護老 人ホ一ム 富士見園	天 野 政 人	人 64	人 74
令和 5 年 4 月 1 日	特別養護 老人ホ一 ム	特別養護老 人ホ一ム 来夢の里	齊 藤 涉	人 100	人 110
令和 5 年 4 月 1 日	特別養護 老人ホ一 ム	特別養護老 人ホ一ム 松みどりホ 一ム	小 倉 徹	人 70	人 72
令和 5 年 4 月 1 日	特別養護 老人ホ一 ム	特別養護老 人ホ一ム か わしまホ一 ム	閑 野 義 則	人 86	人 96
令和 5 年 4 月 1 日	特別養護 老人ホ一 ム	特別養護老 人ホ一ム さわ やか苑	藤 本 涉	人 150	人 160
令和 5 年 4 月 1 日	特別養護 老人ホ一 ム	特別養護老 人ホ一ム 美立の杜	三 浦 幸 輝	人 75	人 80
令和 5 年 4 月 1 日	特別養護 老人ホ一 ム	特別養護老 人ホ一ム あ	菅 原 泰 洋	人 74	人 88

	ム	だちホーム			
令和 5 年 4 月 1 日	特別養護 老人ホ ム	特別養護老 人ホーム天 王森の郷	林 英 男	人 138	人 143
令和 5 年 4 月 1 日	特別養護 老人ホ ム	特別養護老 人ホーム めぐみ	柴 崎 知 成	人 36	人 38
令和 5 年 4 月 1 日	特別養護 老人ホ ム	特別養護老 人ホーム わかたけ富 岡	永 井 由 美	人 124	人 134
令和 5 年 4 月 1 日	特別養護 老人ホ ム	特別養護老 人ホーム和 みの園	木 内 菜 穂 子	人 74	人 80
令和 5 年 4 月 1 日	特別養護 老人ホ ム	ケアセンタ ーメゾン エルト	浅 野 信 行	人 104	人 108



横浜市告示第 197 号

「横浜市水と緑の基本計画」売払代金収納事務の委託  
 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定  
 により、「横浜市水と緑の基本計画」売払代金の収納事務を次のと  
 おり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 198 号

「公園とみどり 横浜の 150 年」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「公園とみどり 横浜の 150 年」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 199 号

「横 浜 市 森 づ くり ガ イ ド ラ イ ン」 売 払 代 金 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 「 横 浜 市 森 づ くり ガ イ ド ラ イ ン」 売 払 代 金 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 知 的 障 害 者 育 成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 9 番 地 の 5	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 200 号

「横浜市公園緑地配置図 25,000 分の 1」売払代金収納  
事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「横浜市公園緑地配置図 25,000 分の 1」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 201 号

「横浜市環境科学研究所報第 33 号」売払代金収納事務の  
委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定  
により、「横浜市環境科学研究所報第 33 号」売払代金の収納事務を  
次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 202 号

「川と海の生き物シリーズ6 横浜の海岸の生きものたち」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「川と海の生き物シリーズ6 横浜の海岸の生きものたち」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

横浜市告示第 203 号

「川と海の生き物シリーズ 7 よこはまの水辺の植物たち」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「川と海の生き物シリーズ 7 よこはまの水辺の植物たち」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 204 号

「川と海の生き物シリーズ 8 生きもので調べよう よこはまの川」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「川と海の生き物シリーズ 8 生きもので調べよう よこはまの川」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで



横 浜 市 告 示 第 205 号

「川と海の生き物シリーズ 9 よこはま谷戸の水辺の生きものたち」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「川と海の生き物シリーズ 9 よこはま谷戸の水辺の生きものたち」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 206 号

「横浜の川と海の生物（第 10 報・海域編）」売払代金収  
納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「横浜の川と海の生物（第 10 報・海域編）」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 207 号

「横 浜 の 川 と 海 の 生 物 ( 第 11 報 ・ 河 川 編 ) 」 売 払 代 金 収  
納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
に よ り 、 「 横 浜 の 川 と 海 の 生 物 ( 第 11 報 ・ 河 川 編 ) 」 売 払 代 金 の 収  
納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 知 的 障 害 者 育 成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 9 番 地 の 5	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 208 号

「酸性雨に関する調査研究報告書（Ⅱ）」売払代金収納  
事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「酸性雨に関する調査研究報告書（Ⅱ）」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 209 号

「横浜の源流域環境」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「横浜の源流域環境」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 210 号

「よこはまのいきものハンドブック」売払代金収納事務  
の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「よこはまのいきものハンドブック」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 211 号

「横 浜 の 都 市 農 業 マ ッ プ & デ ー タ ( 横 浜 市 農 業 施 策 現 況 図 ) 」 売 払 代 金 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 「 横 浜 の 都 市 農 業 マ ッ プ & デ ー タ ( 横 浜 市 農 業 施 策 現 況 図 ) 」 売 払 代 金 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 知 的 障 害 者 育 成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 9 番 地 の 5	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 212 号

「横 浜 市 公 共 下 水 道 計 画 図」売 払 代 金 収 納 事 務 の 委 託  
 地 方 自 治 法 施 行 令（昭 和 22 年 政 令 第 16 号）第 158 条 第 1 項 の 規 定  
 に よ り、「横 浜 市 公 共 下 水 道 計 画 図」売 払 代 金 の 収 納 事 務 を 次 の と  
 お り 委 託 し た。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 知 的 障 害 者 育 成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 9 番 地 の 5	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で



横 浜 市 告 示 第 213 号

地 籍 調 査 の 実 施

国 土 調 査 法 ( 昭 和 26 年 法 律 第 180 号 ) 第 6 条 の 4 第 1 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 次 の よ う に 地 籍 調 査 を 行 う 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 事 業 計 画 が 策 定 さ れ た 年 月 日  
令 和 4 年 5 月 17 日 策 定 、 令 和 4 年 12 月 6 日 変 更 、 令 和 5 年 3 月  
15 日 変 更
- 2 調 査 を 行 う 者 の 名 称  
横 浜 市
- 3 調 査 地 域  
金 沢 区 釜 利 谷 東 二 丁 目 、 釜 利 谷 東 三 丁 目 、 釜 利 谷 東 四 丁 目 、 釜  
利 谷 東 六 丁 目 及 び 谷 津 町 の 各 一 部
- 4 調 査 期 間  
令 和 5 年 4 月 5 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 214 号

一般廃棄物（動物死体）処理手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、一般廃棄物（動物死体）処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した区	委託した期間
株式会社山陽紙業 代表取締役 塩貝圭	神奈川県西寺尾 二丁目 8 番 18 号	鶴見区、神奈川 区、港北区、青 葉区、都筑区	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで
株式会社山陽紙業 代表取締役 塩貝圭	神奈川県西寺尾 二丁目 8 番 18 号	保土ヶ谷区、旭 区、緑区、戸塚 区、泉区、瀬谷 区	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで
株式会社ワイ・エ ス・ディ 代表取締役 安田啓三	金沢区幸浦二丁 目 2 番地の 9	西区、中区、南 区、港南区、磯 子区、金沢区、 栄区	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 215 号

粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、粗大ごみ処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社ファミリ ー マート 代表取締役 細見研介	東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 21 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
株式会社セブナー イレブン・ジャ パン 代表取締役 永松文彦	東京都千代田区二 番町 8 番地の 8	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
山崎製パン株式会 社 代表取締役社長 飯島延浩	東京都千代田区岩 本町 3 丁目 10 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
ミニストップ株式 会社 代表取締役 藤本明裕	千葉県美浜区中瀬 1 丁目 5 番地の 1	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
株式会社ローソン 代表取締役 竹増貞信	東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒俊治	広島市安佐北区安 佐町大字久地 665 番地の 1	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 216 号

地図・航空写真等売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、地図・航空写真等売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
一般財団法人横浜市母子寡婦福祉理事長 道 下 久美子	神奈川県立町 14 番地の 3	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
グリーンファッションリーズ瀬谷株式会社 代表取締役 浮 穴 浩 一	西区みなとみらい三丁目 6 番 1 号	
株式会社中央ジオマチックス横浜営業所 所長 荻 野 典 幸	中区太田町 2 丁目 22 番地	
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	

横浜市告示第 217 号

横浜市営住宅使用料、横浜市営住宅駐車場使用料及び延滞金の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、横浜市営住宅使用料、横浜市営住宅駐車場使用料及び延滞金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

地域	受託者		委託した期間
	所在地	名称	
鶴見区	東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 1 号	株式会社東急コムニティー 代表取締役社長 木村昌平	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
神奈川区	同	同	同
西区	同	同	同
中区	同	同	同
南区	同	同	同
港南区	神奈川区栄町 8 番地の 1	横浜市住宅供給公社 理事長 小林一美	同
保土ヶ谷区	東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 1 号	株式会社東急コムニティー 代表取締役社長 木村昌平	同
旭区	中区真砂町 2 丁目 22 番地	一般社団法人かながわ土地建物保全協会 会長 菅家龍一	同
磯子区	同	同	同
金沢区	同	同	同
港北区	東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 1 号	株式会社東急コムニティー 代表取締役社長 木村昌平	同
緑区	同	同	同
青葉区	同	同	同
都筑区	同	同	同
戸塚区	神奈川区栄町 8 番地の 1	横浜市住宅供給公社 理事長 小林一美	同
栄区	中区真砂町 2 丁目	一般社団法人かな	同

	22 番地	がわ土地建物保全 協会 会長 菅 家 龍 一	
泉区	神奈川区栄町 8 番 地の 1	横浜市住宅供給公 社 理事長 小 林 一 美	同
瀬谷区	同	同	同

横 浜 市 告 示 第 218 号

「横 浜 市 市 街 地 開 発 事 業 施 行 地 区 位 置 図」 売 払 代 金 収 納  
事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令（ 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ） 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
に よ り、「 横 浜 市 市 街 地 開 発 事 業 施 行 地 区 位 置 図」 売 払 代 金 の 収 納  
事 務 を 次 の と お り 委 託 し た。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 知 的 障 害 者 育 成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 9 番 地 の 5	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 219 号

「住民合意形成ガイドライン（第 2 版）」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「住民合意形成ガイドライン（第 2 版）」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで



横浜市告示第 220 号

「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」売払代金収納  
事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 221 号

「横浜都市デザインビジョン」売払代金収納事務の委託  
 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定  
 により、「横浜都市デザインビジョン」売払代金の収納事務を次の  
 とおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 222 号

放置自転車等保管手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、放置自転車等の保管手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
一般財団法人横浜 市交通安全協会 代表理事 板橋 悟	中区住吉町 2 丁目 22 番地	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで
株式会社セイフテ ィーガードシステ ム 代表取締役 山本 秀美	旭区二俣川 2 丁目 72 番地の 17	同
株式会社アーバン トライング 代表取締役 山本 新	旭区二俣川 1 丁目 45 番地の 44	同

横 浜 市 告 示 第 223 号

「横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 街 路 網 図」 売 払 代 金 収 納 事 務 の  
委 託

地 方 自 治 法 施 行 令（ 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ） 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
に よ り、「 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 街 路 網 図」 売 払 代 金 の 収 納 事 務 を  
次 の と お り 委 託 し た。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 知 的 障 害 者 育 成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 9 番 地 の 5	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 224 号

「横 浜 市 河 川 図」 売 払 代 金 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令（ 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ） 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
 に よ り、「 横 浜 市 河 川 図」 売 払 代 金 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し  
 た。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 知 的 障 害 者 育 成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 9 番 地 の 5	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 225 号

入 港 料 徴 収 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
 に よ り 、 横 浜 港 に 入 港 し た 船 舶 に 係 る 入 港 料 の 徴 収 事 務 を 次 の と お  
 り 委 託 し た 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
横 浜 港 埠 頭 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 伊 東 慎 介	中 区 山 下 町 2 番 地	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 226 号

港湾使用料（岸壁、物揚場、荷さばき地、在来貨物ターミナル用地、上屋、港湾厚生施設、その他施設（事務所））、港湾施設用地・ふ頭用地）徴収事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、港湾使用料（岸壁（大黒ふ頭の岸壁（大黒ふ頭 C—3 号岸壁を除く。）、出田町ふ頭の岸壁、瑞穂ふ頭岸壁、山内ふ頭岸壁、みなとみらいの耐震岸壁、新港ふ頭の岸壁（引き船の使用に係るものに限る。）、山下ふ頭の岸壁、本牧ふ頭の岸壁、本牧ふ頭新建材の岸壁、金沢木材ふ頭岸壁、小型油槽船係留さん橋、引き船係留施設に限る。）、物揚場（末広町物揚場、大黒ふ頭の物揚場、出田町ふ頭の物揚場、瑞穂ふ頭物揚場、みなとみらい中央物揚場、山下ふ頭の物揚場、本牧ふ頭の物揚場、金沢木材ふ頭の物揚場に限る。）、荷さばき地（大黒ふ頭の荷さばき地、出田町ふ頭の荷さばき地、瑞穂ふ頭の荷さばき地、山内ふ頭 A 号荷さばき地、山下ふ頭の荷さばき地、本牧ふ頭の荷さばき地、本牧ふ頭新建材 A 号荷さばき地、金沢木材ふ頭の荷さばき地に限る。）、在来貨物ターミナル用地、上屋（大黒ふ頭の上屋及び同上屋事務所（大黒ふ頭 T—3 号上屋、同 T—3 号上屋事務所、T—4 号上屋、T—4 号上屋事務所を除く。）、出田町ふ頭の上屋（付属建物を含む。）、山内ふ頭上屋及び同上屋事務所、山下ふ頭の上屋及び同上屋事務所（航空貨物ターミナル及び同事務所、山下ふ頭 11 号上屋事務所を除く。）、本牧ふ頭の上屋及び同上屋事務所（本牧ふ頭 D 突堤 C F S—1（コンテナ上屋）及び同付属事務所並びに同 C F S—2（コンテナ上屋）及び同付属事務所、本牧ターミナルオフィスセンターを除く。）に限る。）、港湾厚生施設（小型油槽船係留さん橋休憩所、大黒ふ頭 2 号物揚場休憩所、港湾労働者山内ふ頭休憩所、本牧ふ頭 B 突堤 2 号上屋付属シャワー施設及び同 C 突堤 3・4 号上屋付属シャワー施設並びに同 C 突堤労働者休憩所、本牧ターミナルオフィスセンター休憩施設、南本牧ふ頭休憩施設に限る。）、その他施設（事務所）（大黒ふ頭管理センター事務所、本牧ふ頭総合ビル、本牧ふ頭 A 突堤事務所、本牧 A 突堤基部事務所、本牧新建材ふ頭事務所、小型油槽船係留さん橋事務所に限る。）、港湾施設用地・ふ頭用地（鶴見地区 I、大黒ふ頭 I、出田町ふ頭 I、瑞穂ふ頭 I、山内ふ頭 I、みなとみらい中央地区 I、山下ふ頭 I、本牧ふ頭 I、南本牧ふ頭 I、金沢木材ふ頭 I に限る。））に係る徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜港埠頭株式会社	中区山下町 2 番地	令和 5 年 4 月 1 日

社 代 表 取 締 役 社 長 伊 東 慎 介	か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 まで
-------------------------------	----------------------------



横浜市告示第 227 号

赤レンガパーク駐車場使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、赤レンガパーク駐車場の使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜赤レンガ倉庫 共同事業体 代表者 株式会社横浜赤レンガ 代表取締役 五十嵐 光 晴	中区新港一丁目 1 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 228 号

赤レンガパーク等使用料の徴収事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、赤レンガパーク、新港中央広場、汽車道、運河パーク、新港パーク、山下臨港線プロムナード、象の鼻パーク、新港 2 号線、新港ふ頭 5 号岸壁、新港地区 7 街区、新港サークルウォーク、港湾 4 号線歩道橋及び国有護岸の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜赤レンガ倉庫 共同事業体 代表者 株式会社横浜赤レンガ 代表取締役 五十嵐 光 晴	中区新港一丁目 1 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 229 号

「横 浜 市 開 港 記 念 会 館 100 周 年 記 念 誌 「ジ ャ ッ ク の 塔 100 年 物 語」」 売 払 代 金 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 「 横 浜 市 開 港 記 念 会 館 100 周 年 記 念 誌 「ジ ャ ッ ク の 塔 100 年 物 語」」 売 払 代 金 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 知 的 障 害 者 育 成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 9 番 地 の 5	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 230 号

「横浜金沢魅力帳」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「横浜金沢魅力帳」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで
一般社団法人横浜金沢観光協会 代表理事（会長） 橘 川 和 夫	金沢区洲崎町 1 番 18 号	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 231 号

「いたち川散策マップ」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「いたち川散策マップ」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 232 号

「栄区歴史散策マップ」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「栄区歴史散策マップ」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 233 号

「栄の歴史」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「栄の歴史」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 234 号

「栄区郷土史ハンドブック」売払代金収納事務の委託  
 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定  
 により、「栄区郷土史ハンドブック」売払代金の収納事務を次のと  
 おり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで



横浜市告示第 235 号

横浜市国際学生会館使用料の徴収事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、横浜市国際学生会館使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市国際交流協会 理事長 小野崎 信之	西区みなとみらい一丁目 1 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 236 号

横 浜 市 学 校 給 食 費 の 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
 に よ り、横 浜 市 学 校 給 食 費 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
三 菱 U F J ニ コ ス 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 石 塚 啓	東 京 都 文 京 区 本 郷 3 丁 目 33 番 5 号	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 237 号

横 浜 市 山 内 図 書 館 複 写 手 数 料 の 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
 に よ り 、 横 浜 市 山 内 図 書 館 複 写 手 数 料 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託  
 し た 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
有 隣 堂 グ ル ー プ 代 表 者 株 式 会 社 有 隣 堂 代 表 取 締 役 松 信 健 太 郎	戸 塚 区 品 濃 町 881 番 地 の 16	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 238 号

「包括外部監査報告書」売払代金収納事務の委託  
 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定  
 により、「包括外部監査報告書」売払代金の収納事務を次のとおり  
 委託した。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

---

公 告

---

横 浜 市 公 告 第 188 号 ( 令 和 5 年 3 月 28 日 掲 示 済 )

土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 補 欠 選 挙 の 結 果

令 和 5 年 3 月 27 日 執 行 の 横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 新 綱 島 駅 周 辺 地 区  
土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 補 欠 選 挙 に つ い て は 、 当 選 人 が な か っ た 。

令 和 5 年 3 月 28 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 189 号

災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 7 及び第 49 条の 4 の規定に基づき、指定避難所及び指定緊急避難場所を、次のとおり指定した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 指定年月日

令和 5 年 4 月 1 日

2 指定避難所

名 称	所 在 地
旧横浜市立上白根中学校	旭区上白根町 868 番地
横浜市立上白根北中学校	旭区上白根二丁目 47 番 1 号

3 指定緊急避難場所

名 称	所 在 地	対象とする異常な現象の種類 (※ 1)			
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事
旧横浜市立上白根中学校	旭区上白根町 868 番地	○	○	○	
横浜市立上白根北中学校	旭区上白根二丁目 47 番 1 号	○	○	○	

※ 1 異常な現象の種類毎に校舎及び体育館を指定する。表中の表記は次のとおりとする。○：全ての施設を指定する。

横 浜 市 公 告 第 190 号

災 害 対 策 基 本 法 に 基 づ く 指 定 避 難 所 及 び 指 定 緊 急 避 難 場  
所 の 指 定 の 取 消 し

災 害 対 策 基 本 法 （ 昭 和 36 年 法 律 第 223 号 ） 第 49 条 の 6 の 規 定 に 基  
づ き 、 指 定 避 難 所 及 び 指 定 緊 急 避 難 場 所 の 指 定 を 、 次 の と お り 取 り  
消 し た 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 取 消 年 月 日

令 和 5 年 3 月 31 日

2 指 定 避 難 所

名 称	所 在 地
横 浜 市 立 上 白 根 中 学 校	旭 区 上 白 根 町 868 番 地
横 浜 市 立 旭 北 中 学 校	旭 区 上 白 根 二 丁 目 47 番 1 号

3 指 定 緊 急 避 難 場 所

名 称	所 在 地	対 象 と す る 異 常 な 現 象 の 種 類
横 浜 市 立 上 白 根 中 学 校	旭 区 上 白 根 町 868 番 地	洪 水 、 崖 崩 れ 、 土 石 流 及 び 地 滑 り 、 地 震 、 大 規 模 な 火 事
横 浜 市 立 旭 北 中 学 校	旭 区 上 白 根 二 丁 目 47 番 1 号	洪 水 、 崖 崩 れ 、 土 石 流 及 び 地 滑 り 、 地 震

横浜市公告第 191 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	ロイヤルプロ横浜上郷 栄区上郷町字石原 719 番ほか
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 中山正明 大阪市西区阿波座 1 丁目 5 番 16 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 中山正明 大阪市西区阿波座 1 丁目 5 番 16 号
大規模小売店舗の新設をする日	令和 5 年 10 月 29 日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2,309 m <sup>2</sup>
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 40 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 33 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 75 m <sup>2</sup>
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 12.24 m <sup>3</sup>
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 6 時 30 分 閉店時刻 午後 9 時 30 分



来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 6 時から午後 10 時まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口 1 か所、出口 1 か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 6 時から午後 10 時まで

(添付図面は省略)

2 届出年月日

令和 5 年 2 月 28 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

栄区桂町 303 番地の 19

横浜市栄区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 192 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームズ横浜店  
鶴見区岸谷三丁目 781 番の 1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社島忠  
代表取締役 岡野 恭 明  
さいたま市中央区上落合 8 丁目 3 番 32 号

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	6,428 m <sup>2</sup>	8,395 m <sup>2</sup>
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 318 台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 242 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 50 台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 114 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり

	面積 80 m <sup>2</sup>	面積 333.5 m <sup>2</sup>
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 容量 18 m <sup>3</sup>	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 容量 35.16 m <sup>3</sup>
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 8 時	開店時刻 午前 7 時 閉店時刻 午後 10 時 30 分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで	午前 6 時 30 分から午後 11 時まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口 1 か所、出口 2 か所 位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり	数 入口 1 か所、出口 1 か所 位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり
荷捌き施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 6 時から午後 10 時まで	午前 6 時から午後 11 時まで

（添付図面は省略）

(4) 変更する年月日

令和 5 年 11 月 1 日

(5) 変更に係る事項以外の届出事項

届出事項	届出内容
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社島忠 代表取締役 岡野 恭明 さいたま市中央区上落合 8 丁目 3 番 32 号 ほか未定

2 届出年月日

令和 5 年 2 月 28 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 193 号

事 後 調 査 計 画 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 ( 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ) 第 57  
条 に お い て 準 用 す る 同 第 38 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 旧 上 瀬 谷 通 信  
施 設 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 に 係 る 事 後 調 査 計 画 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 194 号

事 業 の 廃 止 の 届 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 ( 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ) 第 41  
条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 ( 仮 称 ) 上 郷 開 発 事 業 を 実 施 し な い こ と  
と し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 195 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 申 請 さ れ た 次 の 土 地 の 区 域 に つ い て 、 同 法 第 11 条 第 1 項 の 規 定  
に 基 づ き 、 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質  
の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て  
指 定 す る 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
中 区 山 手 町 277 番 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 196 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和  
2 年 12 月 横 浜 市 公 告 第 694 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を  
解 除 す る 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
金 沢 区 昭 和 町 3,173 番 の 27 、 3,173 番 の 41 及 び 3,173 番 の 52 並  
び に 3,174 番 の 2 、 3,174 番 の 4 及 び 3,175 番 の 4 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
六 価 ク ロ ム 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 197 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質  
変更時要届出区域の指定

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例  
第 58 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害  
物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとする  
ときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 条例形質変更時要届出区域の所在地  
磯子区新森町 1 番の 1 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物



横 浜 市 公 告 第 198 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質  
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の 一 部 の 解 除

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 ( 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例  
第 58 号 ) 第 67 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に  
関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 ( 令 和 5 年 1  
月 横 浜 市 公 告 第 39 号 ) に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を 解 除 す る  
。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
戸 塚 区 名 瀬 町 字 内 久 祢 344 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 199 号

公 園 の 設 置

都 市 公 園 法 ( 昭 和 31 年 法 律 第 79 号 ) 第 2 条 の 2 の 規 定 に 基 づ き 、  
次 の と お り 公 園 を 設 置 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に  
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	区 域	面 積	主 な 公 園 施 設	供 用 開 始 の 期 日
池 袋 第 四 公 園	中 区 池 袋 58 番 の 13 ほか	別 図 の と お り	953 m <sup>2</sup>	す べ り 台 、 ベ ン チ 、 水 飲 み	令 和 5 年 4 月 5 日
港 南 二 丁 目 第 三 公 園	港 南 区 港 南 二 丁 目 1,26 9 番 の 23	別 図 の と お り	671 m <sup>2</sup>	複 合 遊 具 、 ベ ン チ 、 水 飲 み	令 和 5 年 4 月 5 日

別 図 ( 省 略 )

横 浜 市 公 告 第 200 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 4 年 11 月 30 日	11432	株 式 会 社 C R A F T - K	久 保 谷 建 一	(新) 都 筑 区 池 辺 町 4,429 番 地
				(旧) 都 筑 区 池 辺 町 4,423 番 地 の 4

横浜市公告第 201 号

廃物の認定

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第 31 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、次の放置自動車及び沈船等は、この公告を行った日から起算して 10 日を経過したときは、廃物として認定する。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 放置自動車

放置場所	車名
西区高島二丁目	スズキ アベニス
都筑区池辺町	ヤマハ マジェステイ

2 沈船等

放置場所	船名
神奈川区神奈川一丁目	不明
神奈川区神奈川一丁目	不明
神奈川区神奈川一丁目	金比羅丸
神奈川区神奈川一丁目	ホノルル
金沢区野島町	不明
金沢区野島町	不明
金沢区野島町	不明
金沢区野島町	不明
金沢区野島町	不明
金沢区野島町	不明
金沢区野島町	不明
金沢区野島町	不明

横浜市公告第 202 号

横浜国際港都建設道路事業の変更に係る事業の施行  
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用  
する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設道路事業  
に係る事業計画変更の認可の告示があったので、同法第 66 条の規定  
に基づき、その施行について次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設道路事業  
3・5・6号瀬谷地内線（二ツ橋中部地区）  
3・3・11号環状3号線（関連外郭部）
- 2 施行者の名称  
横浜市
- 3 事務所の所在地  
中区本町6丁目50番地の10
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
瀬谷区瀬谷一丁目及び二ツ橋町地内
  - (2) 使用の部分  
瀬谷区瀬谷一丁目及び二ツ橋町地内

横浜市公告第 203 号

横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設道路事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 施行者の名称  
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設道路事業  
3・5・6号瀬谷地内線（二ツ橋中部地区）  
3・3・11号環状3号線（関連外郭部）
- 3 事業施行期間  
令和 3 年 6 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
瀬谷区瀬谷一丁目及び二ツ橋町地内
  - (2) 使用の部分  
瀬谷区瀬谷一丁目及び二ツ橋町地内
- 5 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課  
横浜市都市整備局上瀬谷整備推進部上瀬谷交通整備課

横 浜 市 公 告 第 204 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更 案 の 縦 覧  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更 案 を 作 成 し た の で  
、 都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の  
縦 覧 に 供 す る 。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 期 間  
満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区  
野 庭 ・ 上 永 谷 町 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
  - (1) 追 加 す る 部 分  
な し
  - (2) 削 除 す る 部 分  
な し
  - (3) 変 更 す る 部 分  
港 南 区 野 庭 町 及 び 上 永 谷 町 地 内
- 3 縦 覧 期 間  
令 和 5 年 4 月 5 日 か ら 令 和 5 年 4 月 19 日 ま で
- 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課

横浜市公告第 205 号

横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の市素案の公聴  
会の開催

横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の案の素案を作成したので、横浜市都市計画公聴会規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 2 条の規定に基づき公聴会を開催し、同規則第 3 条の規定に基づきその案を公衆の縦覧に供する。

公聴会において公述を希望する関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に公述申出書を提出することができる。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画都市再生特別地区  
（みなとみらい 2 1 中央地区 52 街区地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域  
西区みなとみらい五丁目及びみなとみらい六丁目地内
- 3 公聴会の日時及び場所
  - (1) 日時  
令和 5 年 5 月 10 日午後 7 時開始
  - (2) 場所  
西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号  
クイーンズスクエア横浜 クイーンモール 3 階  
一般社団法人横浜みなとみらい 2 1 プレゼンテーションル  
ーム
- 4 縦覧期間  
令和 5 年 4 月 5 日から令和 5 年 4 月 19 日まで
- 5 縦覧場所及び公述申出書提出先  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課
- 6 都市計画図書写しの閲覧期間  
令和 5 年 4 月 5 日から令和 5 年 4 月 19 日まで
- 7 都市計画図書写しの閲覧場所  
西区中央一丁目 5 番 10 号  
横浜市西区役所総務部区政推進課



横浜市公告第 206 号

横浜国際港都建設計画道路の市素案の公聴会の開催

横浜国際港都建設計画道路の案の素案を作成したので、横浜市都市計画公聴会規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 2 条の規定に基づき公聴会を開催し、同規則第 3 条の規定に基づきその案を公衆の縦覧に供する。

公聴会において公述を希望する関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に公述申出書を提出することができる。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 横浜国際港都建設計画道路  
3・3・27号国道1号線
  - (2) 横浜国際港都建設計画道路  
3・5・26号戸塚線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
戸塚区汲沢町及び戸塚町地内
- 3 公聴会の日時及び場所
  - (1) 日時  
令和 5 年 5 月 22 日午後 7 時開始
  - (2) 場所  
戸塚区戸塚町 127 番地  
横浜市戸塚公会堂 3 階講堂
- 4 縦覧期間  
令和 5 年 4 月 5 日から令和 5 年 4 月 19 日まで
- 5 縦覧場所及び公述申出書提出先  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課
- 6 都市計画図書写しの閲覧期間  
令和 5 年 4 月 5 日から令和 5 年 4 月 19 日まで
- 7 都市計画図書写しの閲覧場所  
戸塚区戸塚町 16 番地の 17  
横浜市戸塚区役所総務部区政推進課

横 浜 市 公 告 第 207 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 事 業 予 定 地 の 指 定

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 55 条 第 1 項 の 規 定 に よ り  
、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 に 係 る 土 地 の 一 部 を 次 の と お り 事 業 予  
定 地 と し て 指 定 す る 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 公 衆 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 都 市 計 画 施 設 の 種 類 及 び 名 称

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路

3 ・ 2 ・ 1 号 横 浜 藤 沢 線 ( 下 倉 田 ・ 本 郷 台 地 区 )

2 指 定 に 係 る 土 地 の 区 域

戸 塚 区 下 倉 田 町 字 雪 下 1,754 番 の 1 の 一 部 及 び 1,848 番 の 1 の  
一 部

横 浜 市 公 告 第 208 号

事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方  
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 55 条第 1 項の規定により  
、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として  
指定されたことに伴い、同法第 56 条第 1 項の規定による土地の買取  
りの申出の相手方を次のとおり定める。

令和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 土地の買取りの申出の相手方の住所及び氏名  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横 浜 市 長 山 中 竹 春
- 2 申出をすべき土地の区域  
戸塚区下倉田町字雪下 1,754 番の 1 の一部及び 1,848 番の 1 の  
一部
- 3 都市計画施設の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画道路  
3・2・1号横浜藤沢線（下倉田・本郷台地区）

横 浜 市 公 告 第 209 号

事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方  
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 55 条第 1 項の規定により  
、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として  
指定されたことに伴い、同法第 57 条第 2 項本文の規定による土地の  
有償譲渡の届出の相手方を次のとおり定める。

令和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 土地の有償譲渡の届出の相手方の住所及び氏名  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横 浜 市 長 山 中 竹 春
- 2 申出をすべき土地の区域  
戸塚区下倉田町字雪下 1,754 番の 1 の一部及び 1,848 番の 1 の  
一部
- 3 都市計画施設の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画道路  
3・2・1号横浜藤沢線（下倉田・本郷台地区）

横 浜 市 公 告 第 210 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 7 月 30 日 第 2020 開 1306 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 2 丁 目 2 番 3 号  
株 式 会 社 フ ー ジ ャ ー ス コ ー ポ レ ー シ ョ ン  
代 表 取 締 役 小 川 栄 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 矢 部 町 771 番 の 1 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 211 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 1 月 25 日 第 2021 開 103 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
鶴 見 区 東 寺 尾 四 丁 目 11 番 1 号  
学 校 法 人 横 浜 商 科 大 学  
理 事 長 清 水 雅 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
鶴 見 区 東 寺 尾 四 丁 目 722 番 の 1 の 一 部 、 722 番 の 2 、 722 番 の  
3 、 723 番 の 1 及 び 723 番 の 2

横浜市公告第 212 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和 4 年 6 月 24 日 第 2022 開 1305 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
戸塚区戸塚町 157 番地  
大洋建設株式会社  
代表取締役 黒田 憲一
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
戸塚区上矢部町 1,573 番の 9 から 1,573 番の 11 まで、1,575 番の 2 の一部、1,577 番の 1 から 1,577 番の 4 まで、1,578 番の 1、1,578 番の 3、1,578 番の 4、1,579 番の 1、1,579 番の 2 の一部、1,579 番の 3 から 1,579 番の 10 まで、1,631 番の 1 の一部、1,631 番の 3 の一部、1,631 番の 4 の一部、1,632 番の 2 から 1,632 番の 4 まで及び 1,633 番の 1 の一部

横 浜 市 公 告 第 213 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 9 月 15 日 第 2022 開 103 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
鶴 見 区 東 寺 尾 一 丁 目 19 番 11 号  
永 島 成 泰
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
鶴 見 区 東 寺 尾 一 丁 目 2 番 の 1 、 2 番 の 13 及 び 2 番 の 27 か ら 2 番  
の 36 ま で



横浜市公告第 214 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2022 ・ 11 ・ 7 号
- 2 指定年月日  
令和 5 年 3 月 27 日
- 3 道路の幅員  
6.00 m
- 4 道路の延長  
33.34 m
- 5 指定の場所  
港北区日吉六丁目 2,137 番の 21 から 2,137 番の 23 まで、 2,137 番の 25、 2,137 番の 26、 2,139 番の 7 及び 2,145 番の 3
- 6 申請者の氏名  
鈴木 恵 一

横浜市公告第 215 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2022 ・ 16 ・ 4 号
- 2 指定年月日  
令和 5 年 3 月 22 日
- 3 道路の幅員  
4.50 m
- 4 道路の延長  
21.24 m
- 5 指定の場所  
泉区中田南二丁目 518 番の 10
- 6 申請者の氏名  
横浜住宅販売株式会社  
代表取締役 土屋 雄一郎

横浜市公告第 216 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

1 廃止する道路の指定番号

第 22・1・7 号

2 廃止年月日

令和 5 年 3 月 16 日

3 廃止する部分の道路の幅員

4.50 m

4 廃止する部分の道路の延長

44.98 m

5 廃止の場所

鶴見区下末吉六丁目 461 番の 8、462 番の 5 及び 462 番の 6

横浜市公告第 217 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 廃止する道路の指定番号  
第 52・11・9 号
- 2 廃止年月日  
令和 5 年 3 月 20 日
- 3 廃止する道路の幅員  
4.50 m
- 4 廃止する道路の延長  
32.90 m
- 5 廃止の場所  
港北区綱島東三丁目 1,531 番の 3 地先から 1,531 番の 10 地先まで

横浜市公告第 218 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 43・70 号
- 2 廃止年月日  
令和 5 年 3 月 15 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
95.50 m
- 5 廃止の場所  
旭区中沢一丁目 4 番の 43 地先から 5 番の 2 地先まで及び 29 番の  
21 地先から 40 番の 9 地先まで

横浜市公告第 219 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 40・5 号
- 2 廃止年月日  
令和 5 年 3 月 10 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
5.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
135.00 m
- 5 廃止の場所  
旭区中沢三丁目 80 番の 225 地先から 99 番の 34 地先まで

横 浜 市 公 告 第 220 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 5 年 3 月 17 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
28.80 m
- 4 廃 止 の 場 所  
港 北 区 日 吉 本 町 二 丁 目 2,366 番 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 221 号

地 域 ま ち づ く り プ ラ ン 認 定 の 失 効

横 浜 市 地 域 ま ち づ く り 推 進 条 例 施 行 規 則 ( 平 成 17 年 9 月 横 浜 市 規 則 第 113 号 ) 第 9 条 第 6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 地 域 ま ち づ く り プ ラ ン 認 定 は 、 当 該 組 織 認 定 の 有 効 期 間 を 経 過 し た 令 和 5 年 4 月 1 日 に 失 効 し た 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 地 域 ま ち づ く り プ ラ ン の 名 称  
地 域 力 ・ 魅 力 あ っ ぷ 新 子 安 地 域 ま ち づ く り プ ラ ン
- 2 地 域 ま ち づ く り 組 織  
新 子 安 ま ち づ く り 推 進 委 員 会



---

達

---

達 第 30 号

庁 中 一 般

横 浜 市 請 負 工 事 検 査 事 務 取 扱 規 程 ( 昭 和 41 年 3 月 達 第 5 号 ) の 一  
部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 9 条 中 「 第 7 条 第 4 項 及 び 前 条 第 1 項 の 報 告 が あ っ た と き は 」  
を 「 完 成 検 査 終 了 後 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

達 第 31 号

庁 中 一 般

横 浜 市 設 計 ・ 測 量 等 委 託 業 務 検 査 事 務 取 扱 規 程 （ 平 成 20 年 11 月 達  
第 33 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 5 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 10 条 中 「 第 8 条 第 4 項 及 び 前 条 の 報 告 が あ っ た と き は 」 を 「 完  
了 検 査 終 了 後 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

---

区 告 示

---

南区告示第 6 号（令和 5 年 3 月 16 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、中里第四自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 3 月 16 日

横浜市南区長 鈴木 健 一

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	葛 西 清 孝 南区中里二丁目 17 番 13 号	中 村 常 次 南区中里四丁目 27 番 12 号

神奈川区告示第 1 号（令和 5 年 3 月 23 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、上反町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 3 月 23 日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	坂 本 賢 一 神奈川区上反町 2 丁 目 25 番地 2	戸 張 治 行 神奈川区上反町 2 丁 目 17 番地 3

---

区 公 告

---

泉 区 公 告 第 149 号 ( 令 和 5 年 3 月 27 日 掲 示 済 )

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 5 年 3 月 27 日

横 浜 市 泉 区 長 深 川 敦 子

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 38 - 94 浜 横 浜	令 和 4 年 6 月 9 日

---

選 挙 長 等

---

市 議 鶴 見 区 選 告 示 第 2 号 ( 令 和 5 年 4 月 1 日 掲 示 済 )

議 員 候 補 者 の 届 出

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に つ き 、 候 補 者  
と して 次 の と お り 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 1 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 鶴 見 区 選 挙 区  
選 挙 長 兼 子 彰

届出 受理 番号	届 年 月 日	届 出 の 別	ふ 候 補 者 の 氏 名	な が の 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	党 派	職 業	一 等 の ウ ェ ブ サ イ ト レ ス
1	令和5年 3月31日	本人 届出	ありむら 有村 としひこ	としひこ	神奈川県	神奈川県横浜市鶴見区	満 53 歳	立憲民主 党	横浜市議員	<a href="https://www.arimu.com">https://www.arimu.com</a>
2	令和5年 3月31日	本人 届出	おざき 尾崎 ふとし 太	ふとし 太	神奈川県	神奈川県横浜市鶴見区	満 57 歳	公 明 党	市議員	<a href="https://www.ozaki-fitoshi.com">https://www.ozaki-fitoshi.com</a>
3	令和5年 3月31日	本人 届出	わたなべ わたなべ ただのり 忠則	ただのり 忠則	神奈川県	神奈川県横浜市鶴見区	満 58 歳	自由民主 党	会社役員	<a href="https://www.watanabe-tadanori.com">https://www.watanabe-tadanori.com</a>
4	令和5年 3月31日	本人 届出	あずま 東 みちよ	みちよ	神奈川県	神奈川県横浜市鶴見区	満 57 歳	自由民主 党	横浜市議員	<a href="https://azuma.isuru.me">https://azuma.isuru.me</a>
5	令和5年 3月31日	本人 届出	やまだ 山田 かずまさ	かずまさ	神奈川県	神奈川県横浜市鶴見区	満 46 歳	自由民主 党	横浜市議員	<a href="https://yamadakazumasa.com">https://yamadakazumasa.com</a>
6	令和5年 3月31日	本人 届出	かわばら 柏原 すぐる	すぐる	神奈川県	神奈川県横浜市鶴見区	満 37 歳	日本維新の会	会社員	<a href="https://suguru-kashiwabara.jp">https://suguru-kashiwabara.jp</a>
7	令和5年 3月31日	本人 届出	あだち 足立 ひでき	ひでき	神奈川県	神奈川県横浜市西区	満 52 歳	国民民主 党	作曲家	<a href="https://adachihideki.jp">https://adachihideki.jp</a>
8	令和5年 3月31日	本人 届出	あおしま 青島 まさはる	まさはる	東京都	神奈川県横浜市鶴見区	満 67 歳	無 所 属	無職	<a href="https://tomonitsukuru.com">https://tomonitsukuru.com</a>
9	令和5年 3月31日	本人 届出	ふるや 古谷 やすひこ	やすひこ	神奈川県	神奈川県横浜市鶴見区	満 51 歳	日本共産 党	市議員	<a href="http://furyu-yasuhiko.com">http://furyu-yasuhiko.com</a>
10	令和5年 3月31日	本人 届出	いのうえ 井上 さくら	さくら	東京都	神奈川県横浜市鶴見区	満 58 歳	無 所 属	横浜市議員	<a href="http://sakuraine.sakura.ne.jp">http://sakuraine.sakura.ne.jp</a>

市 議 神 奈 川 区 選 告 示 第 2 号 ( 令 和 5 年 4 月 1 日 掲 示 済 )

議 員 候 補 者 の 届 出

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に つ き 、 候 補 者  
と して 次 の と お り 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 1 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 神 奈 川 区 選 挙 区  
選 挙 長 大 滝 和 俊



届出 受理号	届 年月日	届出 の別	ふ 候 補 者 の 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	党 派	職 業	一 の ウ ェ ブ サ イ ト の ド レ ス
1	令和5年 3月31日	本人 届出	みずしま じゅんじ 順二	神奈川県	神奈川県横浜市神奈川区	満 39 歳	無 所 属	無職	<a href="https://mizushimajunji.hp.peraichi.com">https://mizushimajunji.hp.peraichi.com</a>
2	令和5年 3月31日	本人 届出	なかやま 中山 だいき	神奈川県	神奈川県横浜市神奈川区	満 47 歳	立 憲 民 主 党	横浜市議会議員	<a href="http://ameblo.jp/daisuke-naka/">http://ameblo.jp/daisuke-naka/</a>
3	令和5年 3月31日	本人 届出	たけうち 竹内 やすひろ	神奈川県	神奈川県横浜市神奈川区	満 62 歳	公 明 党	横浜市議会議員	<a href="http://takeuchi.180r.com/">http://takeuchi.180r.com/</a>
4	令和5年 3月31日	本人 届出	うさみ 宇佐美 さやか	東京都	神奈川県横浜市神奈川区	満 45 歳	日 本 共 産 党	横浜市議会議員	<a href="http://www.usami-sayaka.jp/">http://www.usami-sayaka.jp/</a>
5	令和5年 3月31日	本人 届出	てつお ふじしろ 哲夫	神奈川県	神奈川県横浜市神奈川区	満 43 歳	自 由 民 主 党	横浜市議会議員	<a href="http://www.fujishiro-tetsuo.com/">http://www.fujishiro-tetsuo.com/</a>
6	令和5年 3月31日	本人 届出	たなか 田中 しんいち 紳一	神奈川県	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	満 59 歳	日 本 維 新 の 会	無職	<a href="https://www.4itnaka.com/">https://www.4itnaka.com/</a>
7	令和5年 3月31日	本人 届出	ふじむら 藤村 あきこ	神奈川県	神奈川県横浜市神奈川区	満 49 歳	無 所 属	放送作家	<a href="https://adicotv.wixsite.com/akikofujimura">https://adicotv.wixsite.com/akikofujimura</a>
8	令和5年 3月31日	本人 届出	すえん みやぎ みやぎ 素延	神奈川県	神奈川県横浜市神奈川区	満 45 歳	国 民 民 主 党	子育て支援拡充を 目指す会 副代表	<a href="https://www.miyagi-suen.com">https://www.miyagi-suen.com</a>
9	令和5年 3月31日	本人 届出	こまつ 小松 のりあき	神奈川県	神奈川県横浜市神奈川区	満 66 歳	自 由 民 主 党	横浜市議会議員	<a href="http://komatsu-noriaki.net/">http://komatsu-noriaki.net/</a>

市 議 西 区 選 告 示 第 2 号 ( 令 和 5 年 4 月 1 日 掲 示 済 )

議 員 候 補 者 の 届 出

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に つ き 、 候 補 者  
と し て 次 の と お り 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 1 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 西 区 選 挙 区  
選 挙 長 井 上 和 義

届出 受理 番号	届 年 月 日	届出 の 別	ふ 候 補 者 の 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	党 派	職 業	一 等 の ウ ェ ブ サ イ ト ス
1	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	あ さ だ 浅 田 ゆ う ご	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 西 区	満 40 歳	無 所 属	政 治 団 体 代 表	
2	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	た か ひ ろ お ぎ わ ら 隆 宏	長 野 県	神 奈 川 県 横 浜 市 西 区	満 53 歳	立 憲 民 主 党	横 浜 市 会 議 員	<a href="https://www.ogiwara-takahiro.com">https://www.ogiwara-takahiro.com</a>
3	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	と み お し み ず 富 雄	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 西 区	満 67 歳	自 由 民 主 党	横 浜 市 会 議 員	<a href="http://shimizu-tomio.jp">http://shimizu-tomio.jp</a>

市 議 中 区 選 告 示 第 2 号 ( 令 和 5 年 4 月 1 日 掲 示 済 )

議 員 候 補 者 の 届 出

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に つ き 、 候 補 者  
と して 次 の と お り 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 1 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 中 区 選 挙 区  
選 挙 長 山 中 利 弘

届出 受理 番号	届 年 月 日	届 出 の 別	ふ 候 補 者 の 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	党 派	職 業	一 の ウ ェ ブ サ イ ト 等 の ド レ ス
1	令 和 5 年 3 月 3 1 日	本 人 届 出	ま つ も と 松 けん 研	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 中 区	満 7 1 歳	自 由 民 主 党	横 浜 市 会 議 員	<a href="https://matsuken.hama1.jp/">https://matsuken.hama1.jp/</a>
2	令 和 5 年 3 月 3 1 日	本 人 届 出	い な み と し の す け 俊 之 助	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 中 区	満 5 2 歳	自 由 民 主 党	横 浜 市 会 議 員	<a href="https://www.inami-yokohama.com">https://www.inami-yokohama.com</a>
3	令 和 5 年 3 月 3 1 日	本 人 届 出	こ み や 小 宮 の ぶ よ し 信 良	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 中 区	満 2 8 歳	日 本 維 新 の 会	自 営 業	<a href="https://go2senkyo.com/seijika/185578">https://go2senkyo.com/seijika/185578</a>
4	令 和 5 年 3 月 3 1 日	本 人 届 出	ふ く し ま 福 島 直 子 な お こ	東 京 都	神 奈 川 県 横 浜 市 中 区	満 6 6 歳	公 明 党	横 浜 市 議 会 議 員	<a href="https://www.fukushima-naoko.info">https://www.fukushima-naoko.info</a>
5	令 和 5 年 3 月 3 1 日	本 人 届 出	も り 森 ひ で お	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 港 南 区	満 5 1 歳	社 会 民 主 党	看 護 師	<a href="http://moriyokohama.web.fc2.com">http://moriyokohama.web.fc2.com</a>
6	令 和 5 年 3 月 3 1 日	本 人 届 出	さ く ま ま も る 衛	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 中 区	満 4 7 歳	立 憲 民 主 党	横 浜 市 会 議 員	<a href="https://sakumamamoru.com">https://sakumamamoru.com</a>

市 議 南 区 選 告 示 第 2 号 ( 令 和 5 年 4 月 1 日 掲 示 済 )

議 員 候 補 者 の 届 出

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に つ き 、 候 補 者  
と して 次 の と お り 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 1 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 南 区 選 挙 区  
選 挙 長 土 田 良 伸

届出 受理 番号	届 年 月 日	届出 の 別	届 補 者 の 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	党 派	職 業	一 等 の ウ ェ ブ サ イ ト ス
1	令和5年 3月31日	本人 届出	たかだ 高田 しゅうへい	神奈川県	神奈川県横浜市南区	満 34 歳	立憲民主 党	横浜市教職員組合 員 職	<a href="https://s-takada.com">https://s-takada.com</a>
2	令和5年 3月31日	本人 届出	ゆみこ あらかき 由美子	神奈川県	神奈川県横浜市南区	満 63 歳	日本共産 党	市議員	<a href="http://www.araki-yumiko.jp">http://www.araki-yumiko.jp</a>
3	令和5年 3月31日	本人 届出	しぶや 渋谷 たけし	神奈川県	神奈川県横浜市南区	満 64 歳	自由民主 党	横浜市議員	<a href="https://takeshi-shibuya.jimdo.com/">https://takeshi-shibuya.jimdo.com/</a>
4	令和5年 3月31日	本人 届出	にった 仁田 まさとし	神奈川県	神奈川県横浜市南区	満 66 歳	公明 党	横浜市市議会議員	<a href="https://www.nitta-m.jp">https://www.nitta-m.jp</a>
5	令和5年 3月31日	本人 届出	だいすけ ゆさ 大輔	神奈川県	神奈川県横浜市南区	満 41 歳	自由民主 党	横浜市議員	<a href="http://yusadaisuke.com">http://yusadaisuke.com</a>

市 議 港 南 区 選 告 示 第 2 号 ( 令 和 5 年 4 月 1 日 掲 示 済 )

議 員 候 補 者 の 届 出

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に つ き 、 候 補 者  
と して 次 の と お り 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 1 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 港 南 区 選 挙 区  
選 挙 長 齋 藤 史 明



届出受理番号	届年月日	届出の別	候補者の氏名	本籍	住所	年齢	党派	職業	一ウェブサイトの等
1	令和5年3月31日	本人届出	あんざい 安西 ひでとし	神奈川県	神奈川県横浜市港南区	満 52 歳	公明党	横浜市議会議員	
2	令和5年3月31日	本人届出	たのい かすお 一雄	神奈川県	神奈川県横浜市港南区	満 82 歳	自由民主党	横浜市議会議員	
3	令和5年3月31日	本人届出	みわ ちえみ 智恵美	広島県	神奈川県横浜市港南区	満 69 歳	日本共産党	横浜市議会議員	<a href="http://www.miwa-chiemi.jp/">http://www.miwa-chiemi.jp/</a>
4	令和5年3月31日	本人届出	かみで たけひさ 剛久	神奈川県	神奈川県横浜市港南区	満 34 歳	無所属	ITエンジニア	<a href="http://0731-21-main.jp/kamide.php">http://0731-21-main.jp/kamide.php</a>
5	令和5年3月31日	本人届出	やまだ けい 山田 けい	佐賀県	神奈川県横浜市港南区	満 59 歳	日本維新の会	無職	<a href="https://twitter.com/yamadakeic">https://twitter.com/yamadakeic</a> <a href="https://twitter.com/yamadakeic">hiro?lang=ja</a>
6	令和5年3月31日	本人届出	せのま やすひろ 康浩	神奈川県	神奈川県横浜市港南区	満 62 歳	自由民主党	横浜市議会議員	
7	令和5年3月31日	本人届出	いじま てんた 飯島 天太	神奈川県	神奈川県横浜市港南区	満 28 歳	無所属	無職	<a href="https://tenta-ijima.hatenablog.com/">https://tenta-ijima.hatenablog.com/</a>
8	令和5年3月31日	本人届出	かじお あきら かじお あきら	神奈川県	神奈川県横浜市港南区	満 54 歳	立憲民主党	横浜市議会議員	<a href="https://kajio.info">https://kajio.info</a>

市 議 保 土 ヶ 谷 区 選 告 示 第 2 号 ( 令 和 5 年 4 月 1 日 掲 示 済 )

議 員 候 補 者 の 届 出

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に つ き 、 候 補 者  
と して 次 の と お り 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 1 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 保 土 ヶ 谷 区 選 挙 区  
選 挙 長 濱 崎 政 江

届出 受理 番号	届 年 月 日	届 出 の 別	ふ 候 補 者 の 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	党 派	職 業	一 等 の ウ ェ ブ サ イ ト の ア ド レ ス
1	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	いそ べ けいた 圭 太	神奈川 県	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	満 41 歳	自 由 民 主 党	横浜市議会議員	<a href="http://www.iso-becchi.com/">http://www.iso-becchi.com/</a>
2	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	もり 森 ひろ た か	神奈川 県	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	満 45 歳	立 憲 民 主 党	横浜市議会議員	<a href="https://mori-hiroataka.com">https://mori-hiroataka.com</a>
3	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	きたたに 北 谷 ま り	神奈川 県	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	満 61 歳	日 本 共 産 党	横浜市議会議員	<a href="http://www.jcp-yokohama.com/_01/_06">http://www.jcp-yokohama.com/_01/_06</a>
4	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	あおき 青 木 りょうすけ	神奈川 県	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	満 46 歳	自 由 民 主 党	横浜市議会議員	<a href="https://www.aokiryosuke.yokohama">https://www.aokiryosuke.yokohama</a>
5	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	せき 関 た か ふ み	東 京 都	神奈川県横浜市中区	満 26 歳	日 本 維 新 の 会	無職	
6	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	しんいち さ い と う 伸 一	神奈川 県	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	満 55 歳	公 明 党	横浜市議会議員	<a href="http://www.shin-shin.com">http://www.shin-shin.com</a>

市 議 旭 区 選 告 示 第 2 号 ( 令 和 5 年 4 月 1 日 掲 示 済 )

議 員 候 補 者 の 届 出

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に つ き 、 候 補 者  
と して 次 の と お り 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 1 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 旭 区 選 挙 区  
選 挙 長 小 林 誠

届出 受理 番号	届 年 月 日	届 出 の 別	ふ 候 補 者 の 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	党 派	職 業	一 の ウ ェ ブ サ イ ト 等
1	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	く し だ ひ さ こ 久 子	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区	満 57 歳	日 本 維 新 の 会	無 職	<a href="https://www.facebook.com/hisako.kushida">https://www.facebook.com/hisako.kushida</a>
2	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	ふ く だ 福 田 ゆ き の ぶ	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 泉 区	満 54 歳	参 政 党	会 社 員	<a href="https://www.fukudayukinobu.com/">https://www.fukudayukinobu.com/</a>
3	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	こ が ゆ やす ひろ 康 弘	静 岡 県	神 奈 川 県 横 浜 市 旭 区	満 55 歳	国 民 民 主 党	横 浜 市 会 議 員	<a href="http://www.kogayu.net">http://www.kogayu.net</a>
4	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	お お い わ 大 岩 ま さ か ず	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 旭 区	満 52 歳	立 憲 民 主 党	横 浜 市 議 会 議 員	<a href="http://www.minnano-yokohama.com/">http://www.minnano-yokohama.com/</a>
5	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	き うち 木 内 ひ で か ず	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 旭 区	満 54 歳	公 明 党	横 浜 市 議 会 議 員	<a href="https://www.kiuchi-hidekazu.com/">https://www.kiuchi-hidekazu.com/</a>
6	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	か わ じ た み お 民 夫	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 旭 区	満 71 歳	日 本 共 産 党	横 浜 市 会 議 員	
7	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	さ とう 佐 藤 し げ る 茂	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 旭 区	満 68 歳	自 由 民 主 党	横 浜 市 会 議 員	<a href="http://www.sato-shige.jp">http://www.sato-shige.jp</a>
8	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	ま す な が 増 永 あ や こ	京 都 府	神 奈 川 県 横 浜 市 旭 区	満 33 歳	自 由 民 主 党	無 職	<a href="https://masunagaayako.com">https://masunagaayako.com</a>

市 議 磯 子 区 選 告 示 第 2 号 ( 令 和 5 年 4 月 1 日 掲 示 済 )

議 員 候 補 者 の 届 出

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に つ き 、 候 補 者  
と して 次 の と お り 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 1 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 磯 子 区 選 挙 区  
選 挙 長 伊 藤 優

届出 受理 番号	届 年 月 日	届 出 の 別	ふ 候 補 者 の 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	党 派	職 業	一 の ウ ェ ブ サ イ ト 等
1	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	さ か い りょうすけ 亮 介	東 京 都	神奈川県横浜市磯子区	満 50 歳	日本維新の会	団体職員	www.sakai.yokohama
2	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	な か や ま し ん ぞ 山 嶺	神奈川県	神奈川県横浜市中区	満 45 歳	立憲民主党	団体役員	https://nakayama-shingo.com/
3	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	は す い け ゆ き お 蓮 池 悠 希	神奈川県	神奈川県横浜市区	満 71 歳	日本共産党	無職	
4	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	せ き かつのり 勝 則	神奈川県	神奈川県横浜市区	満 60 歳	自由民主党	自民党神奈川県横浜市磯子区第四支部長	http://seki-katsunori.com
5	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	や ま も と た か し 山 本 大 孝	神奈川県	神奈川県横浜市区	満 68 歳	自由民主党	政党役員	yamamoto-takashi.jp
6	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	お お た まさたか 太 田 正 孝	神奈川県	神奈川県横浜市区	満 77 歳	無 所 属	社会福祉法人みどりの その理事長	
7	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	よ う へ い り た 洋 平	神奈川県	神奈川県横浜市区	満 45 歳	れいわ新選組	会社員	reiwa-shinsengumi.com/member/jichitai2023-yoheimorita/
8	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	ふ た い く み よ 二 井 久 美	山 口 県	神奈川県横浜市区	満 40 歳	無 所 属	行政書士	https://futaikumiyoyo.com
9	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	た け だ かつひさ 勝 久	神奈川県	神奈川県横浜市区	満 43 歳	公 明 党	無職	https://takeda-katsuhisa.com

市 議 金 沢 区 選 告 示 第 2 号 ( 令 和 5 年 4 月 1 日 掲 示 済 )

議 員 候 補 者 の 届 出

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に つ き 、 候 補 者  
と して 次 の と お り 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 1 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 金 沢 区 選 挙 区  
選 挙 長 矢 野 順 一



届出 受理 番号	届 年 月 日	届出 の 別	ふ 候 補 者 の 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	党 派	職 業	一 等 の ウ ェ ブ サ イ ト レ ス
1	令和5年 3月31日	本人 届出	たかはし 高橋のりみ	大分県	神奈川県横浜市金沢区	満54歳	自由民主党	横浜市議員	<a href="https://norimi.jp">https://norimi.jp</a>
2	令和5年 3月31日	本人 届出	しんや ひとし 仁	東京都	神奈川県横浜市西区	満46歳	無所属	会社員	<a href="http://note.com/korekaramo_ykkm/n/n2e7007298271">note.com/korekaramo_ykkm/n/n2e7007298271</a>
3	令和5年 3月31日	本人 届出	ますだ しげよ 茂代	神奈川県	神奈川県横浜市金沢区	満64歳	日本共産党	党職員	
4	令和5年 3月31日	本人 届出	さかい 坂井ふとし 太	神奈川県	神奈川県横浜市金沢区	満55歳	日本維新の会	自営業	<a href="https://sakai-hutoshi.jimdosite.com">https://sakai-hutoshi.jimdosite.com</a>
5	令和5年 3月31日	本人 届出	くろかわ 黒川まさる	神奈川県	神奈川県横浜市金沢区	満57歳	自由民主党	横浜市議員	<a href="http://www.masaru-k.net">http://www.masaru-k.net</a>
6	令和5年 3月31日	本人 届出	たけのうち たけし 猛	神奈川県	神奈川県横浜市金沢区	満48歳	公明党	横浜市議員	<a href="http://www.takenouchi-takeshi.com">http://www.takenouchi-takeshi.com</a>
7	令和5年 3月31日	本人 届出	やたべ こういち 孝一	栃木県	神奈川県横浜市金沢区	満73歳	立憲民主党	市議員	<a href="http://www.k-yatabe.net">http://www.k-yatabe.net</a>

市 議 港 北 区 選 告 示 第 2 号 ( 令 和 5 年 4 月 1 日 掲 示 済 )

議 員 候 補 者 の 届 出

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に つ き 、 候 補 者  
と して 次 の と お り 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 1 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 港 北 区 選 挙 区  
選 挙 長 井 上 禮 子

届出 受理 番号	届 年 月 日	届出 の 別	ふ 候 補 者 の 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	党 派	職 業	一 の ウ ェ ブ サ イ ト 等 の ド レ ス
1	令和5年 3月31日	本人 届出	ふくち 福地 しげる	神奈川県	神奈川県横浜市港北区	満49歳	自由民主党	横浜市議員	<a href="http://www.fukuchi-shigeru.com">http://www.fukuchi-shigeru.com</a>
2	令和5年 3月31日	本人 届出	ゆうき とよた 有希	東京都	神奈川県横浜市港北区	満47歳	無所属	横浜市議員	<a href="https://toyota.yokohama">https://toyota.yokohama</a>
3	令和5年 3月31日	本人 届出	みしま りえ	神奈川県	神奈川県横浜市港北区	満62歳	無所属	土地家屋事務所代表	<a href="sites.google.com/view/mishimarie">sites.google.com/view/mishimarie</a>
4	令和5年 3月31日	本人 届出	いそじま たくや	奈良県	神奈川県横浜市港北区	満44歳	参政党	無職	<a href="https://docs.google.com/document/d/1oJPd3vElp-mXIRZdzM3PBROMQOByQzUeGXUkqzdxPrc/edit?usp=drivesdk">https://docs.google.com/document/d/1oJPd3vElp-mXIRZdzM3PBROMQOByQzUeGXUkqzdxPrc/edit?usp=drivesdk</a>
5	令和5年 3月31日	本人 届出	まこと さかい 誠	神奈川県	神奈川県横浜市港北区	満61歳	自由民主党	横浜市議員	<a href="http://www.sakai-makoto.jp">www.sakai-makoto.jp</a>
6	令和5年 3月31日	本人 届出	もちづき 望月 やすひろ	神奈川県	神奈川県横浜市港北区	満62歳	公明党	市議員	<a href="https://www.mochiyasu.com">https://www.mochiyasu.com</a>
7	令和5年 3月31日	本人 届出	おおの 大野 トモイ	愛知県	神奈川県横浜市港北区	満44歳	無所属	横浜市議員	<a href="https://tomoi.yokohama">https://tomoi.yokohama</a>
8	令和5年 3月31日	本人 届出	しらい 白井 まさこ 子	静岡県	神奈川県横浜市港北区	満63歳	日本共産党	市議員	<a href="http://www.shirai-masako.jp/">http://www.shirai-masako.jp/</a>
9	令和5年 3月31日	本人 届出	かさま あさみ	神奈川県	神奈川県横浜市港北区	満36歳	立憲民主党	自営業	<a href="http://asamikazama.com">http://asamikazama.com</a>
10	令和5年 3月31日	本人 届出	さとう 佐藤 ひろふみ	神奈川県	神奈川県横浜市港北区	満60歳	自由民主党	横浜市議員	
11	令和5年 3月31日	本人 届出	かない 金井 しんや	愛知県	神奈川県横浜市港北区	満43歳	日本維新の会	飲食店経営	<a href="https://k71-yokohama.jimdofree.com">https://k71-yokohama.jimdofree.com</a>
12	令和5年 3月31日	本人 届出	おおやま 大山 しょうじ	神奈川県	神奈川県横浜市港北区	満55歳	立憲民主党	横浜市議員	<a href="https://www.ooyama.net">https://www.ooyama.net</a>

届出 受理 番号	届 年 月 日	届出 の 別	ふ り か の 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	党 派	職 業	一 等 の ウ ェ ブ サ イ ト ス
13	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	さ い と う さ や	東 京 都	神 奈 川 県 横 浜 市 栄 区	満 45 歳	日 本 維 新 の 会	無 職	<a href="https://iloveyokohama38.amebaownd.com">https://iloveyokohama38.amebaownd.com</a>
14	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	お お く ぼ た だ よ し	東 京 都	神 奈 川 県 横 浜 市 港 北 区	満 50 歳	無 所 属	車 検 代 行 業	<a href="http://okubo-tadayoshi.com">http://okubo-tadayoshi.com</a>

市 議 緑 区 選 告 示 第 2 号 ( 令 和 5 年 4 月 1 日 掲 示 済 )

議 員 候 補 者 の 届 出

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に つ き 、 候 補 者  
と して 次 の と お り 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 1 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 緑 区 選 挙 区  
選 挙 長 齋 藤 純 男

届出 受理 番号	届 年 月 日	届 出 の 別	ふ 候 補 者 の 氏 名	な が の 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	党 派	職 業	一 等 の ウ エ ブ サ イ ト の ド メ イ ン
1	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	い し ば し 石 橋	さ と こ 子	山 口 県	神 奈 川 県 横 浜 市 緑 区	満 70 歳	日 本 共 産 党	無 職	<a href="https://twitter.com/satokoishibas">https://twitter.com/satokoishibas</a> hi
2	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	お く だ	の り こ 記 子	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 緑 区	満 47 歳	立 憲 民 主 党	獣 医 師	<a href="https://kkinoshita7.wixsite.com/okudanonoriko-vet">https://kkinoshita7.wixsite.com/okudanonoriko-vet</a>
3	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	あ な だ 穴 田	た つ ひ ろ	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 緑 区	満 25 歳	日 本 維 新 の 会	無 職	<a href="https://twitter.com/tatsuhironada">https://twitter.com/tatsuhironada</a>
4	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	か も し だ	け い す け 啓 介	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 緑 区	満 38 歳	自 由 民 主 党	横 浜 市 会 議 員	<a href="https://www.kamoshida.website">https://www.kamoshida.website</a>
5	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	た か は し 高 橋	ま さ は る	岡 山 県	神 奈 川 県 横 浜 市 緑 区	満 63 歳	公 明 党	横 浜 市 議 会 議 員	<a href="https://midori-komei-youth.mystrikingly.com">https://midori-komei-youth.mystrikingly.com</a>
6	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	こ ん の	の り と 典 人	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 緑 区	満 62 歳	立 憲 民 主 党	横 浜 市 会 議 員	<a href="https://konno-norito.com/">https://konno-norito.com/</a>
7	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	さい とう 斉 藤	た つ や	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 緑 区	満 50 歳	無 所 属	横 浜 市 会 議 員	<a href="https://saitotatsuya.com/">https://saitotatsuya.com/</a>

市 議 青 葉 区 選 告 示 第 2 号 ( 令 和 5 年 4 月 1 日 掲 示 済 )

議 員 候 補 者 の 届 出

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に つ き 、 候 補 者  
と して 次 の と お り 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 1 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 青 葉 区 選 挙 区  
選 挙 長 小 野 義 夫

届出 受理 番号	届 年 月 日	届 出 の 別	ふ 候 補 者 の 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	党 派	職 業	一 の ウ ェ ブ サ イ ト 等 の ド メ イ ン
1	令和5年 3月31日	本人 届出	田中  ゆき <small>たなか</small>	東京都	神奈川県横浜市青葉区	満 47 歳	立憲民主党	横浜市会議員	<a href="http://tanayuki.net">http://tanayuki.net</a>
2	令和5年 3月31日	本人 届出	飯田  よしき <small>いいただ</small>	神奈川県	神奈川県横浜市青葉区	満 60 歳	日本共産党	団体職員	<a href="https://iidayoshiiki.com">https://iidayoshiiki.com</a>
3	令和5年 3月31日	本人 届出	ねごと のぶひろ	神奈川県	神奈川県横浜市青葉区	満 48 歳	参政党	会社員	
4	令和5年 3月31日	本人 届出	三浦 紀子 <small>みうら のりこ</small>	神奈川県	神奈川県横浜市緑区	満 55 歳	神奈川県ネット ワーク運動	無職	<a href="https://miranoriko.kanagawanet.jp/">https://miranoriko.kanagawanet.jp/</a>
5	令和5年 3月31日	本人 届出	行田 ともひと <small>ぎょうた</small>	神奈川県	神奈川県横浜市青葉区	満 56 歳	公明党	横浜市会議員	<a href="https://www.komei.or.jp/km/gyot">https://www.komei.or.jp/km/gyot</a>
6	令和5年 3月31日	本人 届出	横山 正人 <small>よこやま まさと</small>	神奈川県	神奈川県横浜市青葉区	満 59 歳	自由民主党	横浜市会議員	<a href="https://www.masato.tv">https://www.masato.tv</a>
7	令和5年 3月31日	本人 届出	おさかべ さやか <small>おさかべ</small>	神奈川県	神奈川県横浜市青葉区	満 45 歳	自由民主党	株式会社 natural rights 代表取締役社長	<a href="http://www.osakabe-sayaka.com">http://www.osakabe-sayaka.com</a>
8	令和5年 3月31日	本人 届出	伊藤  くみこ <small>いとう</small>	東京都	神奈川県横浜市青葉区	満 63 歳	日本維新の会	無職	<a href="https://itokumiko.com">https://itokumiko.com</a>
9	令和5年 3月31日	本人 届出	藤崎 浩太郎 <small>ふじさき こうたろう</small>	神奈川県	神奈川県横浜市青葉区	満 43 歳	立憲民主党	横浜市会議員	<a href="mailto:info@fujisakikotaro.jp/">info@fujisakikotaro.jp/</a>
10	令和5年 3月31日	本人 届出	山下 正人 <small>やました まさと</small>	京都府	神奈川県横浜市青葉区	満 58 歳	自由民主党	横浜市会議員	<a href="https://www.yamashitamamoto.co">https://www.yamashitamamoto.co</a>



市 議 都 筑 区 選 告 示 第 2 号 ( 令 和 5 年 4 月 1 日 掲 示 済 )

議 員 候 補 者 の 届 出

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に つ き 、 候 補 者  
と し て 次 の と お り 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 1 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 都 筑 区 選 挙 区  
選 挙 長 柴 野 勝

届出受理番号	届年月日	届出の別	ふ候補者の氏名	本籍	住所	年齢	党派	職業	一のウェブサイトのURL
1	令和5年3月31日	本人届出	ふかさく 深作 ゆい	東京都	神奈川県横浜市都筑区	満 30 歳	国民民主党	クックパッド株式会社 社員	<a href="https://fukasakuyui.jp">https://fukasakuyui.jp</a>
2	令和5年3月31日	本人届出	いちき 市来 えみこ	神奈川県	神奈川県横浜市都筑区	満 54 歳	公明党	無職	<a href="https://ichikiemiko.jp">https://ichikiemiko.jp</a>
3	令和5年3月31日	本人届出	いのした 井下 けんじ	熊本県	神奈川県横浜市都筑区	満 44 歳	日本共産党	団体職員	<a href="https://inoshita-kenji.jp">https://inoshita-kenji.jp</a>
4	令和5年3月31日	本人届出	なおよや いそべ 尚哉	神奈川県	神奈川県横浜市青葉区	満 44 歳	日本維新の会	合同会社グレスランド 代表社員	<a href="https://go2senkyo.com/seijika/185576">https://go2senkyo.com/seijika/185576</a>
5	令和5年3月31日	本人届出	もちつき 望月 こうとく	静岡県	神奈川県横浜市都筑区	満 57 歳	立憲民主党	横浜市議会議員	<a href="https://www.khotoku.net">https://www.khotoku.net</a>
6	令和5年3月31日	本人届出	ひらた 平田 いくよ	静岡県	神奈川県横浜市都筑区	満 44 歳	神奈川ネット ワーク運動	横浜市議会議員	<a href="https://hirata.kanagawanet.jp">https://hirata.kanagawanet.jp</a>
7	令和5年3月31日	本人届出	はせがわ 長谷川 たくま	神奈川県	神奈川県横浜市都筑区	満 43 歳	自由民主党	横浜市議会議員	<a href="http://www.hasegawatakuma.yokohama">http://www.hasegawatakuma.yokohama</a>
8	令和5年3月31日	本人届出	よしあき ふじい 芳明	神奈川県	神奈川県横浜市都筑区	満 49 歳	立憲民主党	横浜市議会議員	<a href="http://yosseifuji.jp/">http://yosseifuji.jp/</a>
9	令和5年3月31日	本人届出	りょうじ しらい 亮次	神奈川県	神奈川県横浜市都筑区	満 34 歳	自由民主党	会社役員	<a href="https://shiraiyoji.com">https://shiraiyoji.com</a>

市 議 戸 塚 区 選 告 示 第 2 号 ( 令 和 5 年 4 月 1 日 掲 示 済 )

議 員 候 補 者 の 届 出

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に つ き 、 候 補 者  
と して 次 の と お り 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 1 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 戸 塚 区 選 挙 区  
選 挙 長 大 山 勲 夫

届出 受理 番号	届 年 月 日	出 日	届 出 の 別	ふ 候 補 者 の 氏 名	な が の 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	党 派	職 業	一 の ウ ェ ブ サ イ ト ス レ ス
1	令 和 5 年 3 月 31 日	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	や ま う ら え い た 英 太	か つ し 勝 司	長 野 県	神 奈 川 県 横 浜 市 戸 塚 区	満 49 歳	立 憲 民 主 党	横 浜 市 会 議 員	<a href="http://www.yeita.net/">http://www.yeita.net/</a>
2	令 和 5 年 3 月 31 日	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	さ か も と 坂 本	た ろ う 太 郎	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 戸 塚 区	満 55 歳	国 民 民 主 党	横 浜 市 会 議 員	<a href="https://www.guuts-sakamoto.com">https://www.guuts-sakamoto.com</a>
3	令 和 5 年 3 月 31 日	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	す ず き 鈴 木	な か じ ま 中 島	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 戸 塚 区	満 56 歳	自 由 民 主 党	横 浜 市 会 議 員	<a href="https://suzukitaro.com">https://suzukitaro.com</a>
4	令 和 5 年 3 月 31 日	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	お お わ だ 大 和 田	み つ の り	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 戸 塚 区	満 53 歳	公 明 党	横 浜 市 会 議 員	<a href="https://www.nakajima-mitsunori.com/">https://www.nakajima-mitsunori.com/</a>
5	令 和 5 年 3 月 31 日	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	ふ し み 伏 見	あ き お	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 戸 塚 区	満 71 歳	日 本 共 産 党	団 体 役 員	<a href="https://oowada-akio.jp/">https://oowada-akio.jp/</a>
6	令 和 5 年 3 月 31 日	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	か ん ざ き 神 崎	ゆ き え	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 戸 塚 区	満 55 歳	自 由 民 主 党	横 浜 市 会 議 員	<a href="https://www.fushimiyukie.com">https://www.fushimiyukie.com</a>
7	令 和 5 年 3 月 31 日	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	と よ た 豊 太		神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 港 北 区	満 58 歳	日 本 維 新 の 会	自 営 業	<a href="https://sites.google.com/view/lkanzaki">https://sites.google.com/view/lkanzaki</a>

市 議 栄 区 選 告 示 第 2 号 ( 令 和 5 年 4 月 1 日 掲 示 済 )

議 員 候 補 者 の 届 出

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に つ き 、 候 補 者  
と し て 次 の と お り 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 1 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 栄 区 選 挙 区  
選 挙 長 小 石 榮 美

届出 受理 番号	届 年 月 日	届 出 の 別	ふ 候 補 者 の 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	党 派	職 業	一 の ウ ェ ブ サ イ ト の ド メ イ ン
1	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	い し わ た 石 渡 ゆ き お	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 栄 区	満 59 歳	国 民 主 党	会 社 員	<a href="https://lit.link/ishiwatayukio">https://lit.link/ishiwatayukio</a>
2	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	こ し い し こ し い し か つ こ か つ 子	東 京 都	神 奈 川 県 横 浜 市 栄 区	満 54 歳	無 所 属	横 浜 市 会 議 員	<a href="http://www.koshihishikatsuko.jp/">http://www.koshihishikatsuko.jp/</a>
3	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	つ の だ ひ ろ こ 宏 子	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 栄 区	満 55 歳	無 所 属	会 社 役 員	<a href="https://www.tsunoda-hiroko.yokohama">https://www.tsunoda-hiroko.yokohama</a>
4	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	は せ が わ 長 谷 川 え つ こ こ	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 南 区	満 46 歳	立 憲 民 主 党	横 浜 市 議 会 議 員	<a href="https://e-linksvc.com/etsuko.hasegawa/">https://e-linksvc.com/etsuko.hasegawa/</a>
5	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	う え き 植 木 ま り こ	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 栄 区	満 72 歳	日 本 共 産 党	会 社 役 員	<a href="https://ameblo.jp/marikoueki/">https://ameblo.jp/marikoueki/</a>
6	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	よ し な が 吉 永 ゆ う や	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 栄 区	満 28 歳	無 所 属	看 護 師	<a href="https://lit.link/yoshinagayuya">https://lit.link/yoshinagayuya</a>
7	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	お お く わ 大 桑 ま さ た か か	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 栄 区	満 49 歳	自 由 民 主 党	横 浜 市 会 議 員	<a href="http://m-okuwa.net">http://m-okuwa.net</a>
8	令 和 5 年 3 月 31 日	本 人 届 出	た ば た 田 畑 き よ た か	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 栄 区	満 50 歳	日 本 維 新 の 会	政 党 職 員	

市 議 泉 区 選 告 示 第 2 号 ( 令 和 5 年 4 月 1 日 掲 示 済 )

議 員 候 補 者 の 届 出

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に つ き 、 候 補 者  
と して 次 の と お り 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 1 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 泉 区 選 挙 区  
選 挙 長 石 塚 武 夫

届出 受理 番号	届 年 月 日	届 出 の 別	ふ 候 補 者 の 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	党 派	職 業	一 の ウ ェ ブ サ イ ト 等 の ド メ イ ン
1	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	か じ む ら みつる 充	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 泉 区	満 74 歳	自 由 民 主 党	政 党 役 員	<a href="http://www.m-kajimura.com">http://www.m-kajimura.com</a>
2	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	ほりえ 堀 江 えりこ 子	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 泉 区	満 72 歳	日 本 共 産 党	放 課 後 児 童 支 援 員	
3	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	ふ も と りえ 理 恵	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 泉 区	満 64 歳	立 憲 民 主 党	横 浜 市 会 議 員	<a href="http://fumotorie.com">http://fumotorie.com</a>
4	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	よこやま 横 山 ゆうたろう	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 泉 区	満 49 歳	自 由 民 主 党	横 浜 市 議 会 議 員	<a href="https://www.yutaro.yokohama">https://www.yutaro.yokohama</a>
5	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	むらばな 村 花 ひろし	京 都 府	神 奈 川 県 横 浜 市 泉 区	満 46 歳	無 所 属	株 式 会 社 ユー グ レ ナ 会 社 員	<a href="https://izumi-ku.com/murahana/">https://izumi-ku.com/murahana/</a>
6	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	さかた 坂 田 まさみ	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 泉 区	満 55 歳	無 所 属	団 体 役 員	<a href="https://go2senkyo.com/seijika/1862708">https://go2senkyo.com/seijika/1862708</a>
7	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	ふ く い ひろみ	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 泉 区	満 69 歳	無 所 属	パ ー ト 勤 務 職 員	



市 議 瀨 谷 区 選 告 示 第 2 号 ( 令 和 5 年 4 月 1 日 掲 示 済 )

議 員 候 補 者 の 届 出

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に つ き 、 候 補 者  
と して 次 の と お り 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 4 月 1 日

横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 瀨 谷 区 選 挙 区  
選 挙 長 小 林 清 春

届出 受理 番号	届 年 月 日	出 日	届 出 の 別	ふ 候 補 者 の 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	党 派	職 業	一 等 の ウ ェ ブ サ イ ト ス
1	令 和 5 年 3 月 31 日	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	後藤 やすひと ごとう 後藤	新潟県	神奈川県横浜市瀬谷区	満 74 歳	日本共産党	歯科医師	<a href="https://jcp.yokohama.hp.peraichi.com/goto_yasuhito_top">https://jcp.yokohama.hp.peraichi.com/goto_yasuhito_top</a>
2	令 和 5 年 3 月 31 日	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	原 ひでと はら	神奈川県	神奈川県横浜市瀬谷区	満 47 歳	日本維新の会	会社員	<a href="https://hideto-hara.com">https://hideto-hara.com</a>
3	令 和 5 年 3 月 31 日	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	川口 ひろ かわぐち	神奈川県	神奈川県横浜市瀬谷区	満 42 歳	自由民主党	横浜市会議員	<a href="https://hiro-kawaguchi.com/">https://hiro-kawaguchi.com/</a>
4	令 和 5 年 3 月 31 日	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	花上 きよし はなうえ	神奈川県	神奈川県横浜市瀬谷区	満 76 歳	立憲民主党	横浜市会議員	<a href="http://www.hanauie.jp">http://www.hanauie.jp</a>
5	令 和 5 年 3 月 31 日	令 和 5 年 3 月 31 日	本人 届出	久保 かずひろ くぼ	石川県	神奈川県横浜市瀬谷区	満 49 歳	公明党	横浜市会議員	<a href="https://www.k-kubo.yokohama/">https://www.k-kubo.yokohama/</a>

---

## 市会

---

### 令和 5 年 第 1 回 市会 定例会 会議事項 (第 1 日)

- 1 開会日時 1 月 30 日 午前 10 時 00 分
- 2 出席議員 84 人
- 3 会議のてん末 次のとおり

#### 会期の決定

1 月 30 日から 3 月 16 日までの 46 日間と決定

- 4 散会時刻 午前 10 時 01 分

令和 5 年 第 1 回 市 会 定 例 会 議 事 項 ( 第 2 日 )

- 1 開議日時 2 月 7 日 午前 10 時 00 分
- 2 出席議員 83 人
- 3 会議のてん末 次のとおり

- 市報第 20 号 市営住宅使用料支払請求即決和解事件に係る和解についての専決処分報告
- 市報第 21 号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告
- 市報第 22 号 変更契約の締結についての専決処分報告
- 以上 3 件報告

- 諮問市第 1 号 市営住宅入居者資格決定処分に係る審査請求に関する諮問
- 市第 123 号議案 第 4 期横浜市教育振興基本計画の策定
- 市第 124 号議案 横浜市山下ふ頭再開発検討委員会条例の制定
- 市第 125 号議案 横浜市公告式条例の一部改正
- 市第 126 号議案 横浜市手数料条例の一部改正
- 市第 127 号議案 横浜市手数料条例等の一部改正
- 市第 128 号議案 横浜市保育所条例の一部改正
- 市第 129 号議案 綱島第 380 号線等市道路線の認定及び廃止
- 市第 130 号議案 都筑区民文化センター（仮称）用建物の取得
- 市第 131 号議案 中区本牧ふ頭所在市有土地の処分
- 市第 132 号議案 不当利得返還についての訴えの提起
- 水第 5 号議案 活性炭の入札等に係る損害賠償についての訴えの提起
- 市第 133 号議案 公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可
- 市第 134 号議案 横浜文化体育館再整備事業契約の変更
- 市第 135 号議案 本牧市民プール再整備事業契約の変更
- 市第 136 号議案 令和 4 年度横浜市一般会計補正予算（第 8 号）
- 市第 137 号議案 令和 4 年度横浜市国民健康保険事業費会計補正予算（第 1 号）
- 市第 138 号議案 令和 4 年度横浜市介護保険事業費会計補正予算（第 1 号）
- 市第 139 号議案 令和 4 年度横浜市後期高齢者医療事業費会計補正予算（第 1 号）

市第 140 号議案	令和 4 年度横浜市港湾整備事業費会計補正予算（第 2 号）
市第 141 号議案	令和 4 年度横浜市中央卸売市場費会計補正予算（第 2 号）
市第 142 号議案	令和 4 年度横浜市中央と畜場費会計補正予算（第 2 号）
市第 143 号議案	令和 4 年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計補正予算（第 1 号）
市第 144 号議案	令和 4 年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 145 号議案	令和 4 年度横浜市公害被害者救済事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 146 号議案	令和 4 年度横浜市市街地開発事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 147 号議案	令和 4 年度横浜市新墓園事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 148 号議案	令和 4 年度横浜市みどり保全創造事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 149 号議案	令和 4 年度横浜市公共事業用地費会計補正予算（第 1 号）
市第 150 号議案	令和 4 年度横浜市市債金会計補正予算（第 1 号）
市第 151 号議案	令和 4 年度横浜市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
市第 152 号議案	令和 4 年度横浜市埋立事業会計補正予算（第 1 号）
水第 6 号議案	令和 4 年度横浜市水道事業会計補正予算（第 1 号）
交第 4 号議案	令和 4 年度横浜市自動車事業会計補正予算（第 1 号）
交第 5 号議案	令和 4 年度横浜市高速鉄道事業会計補正予算（第 1 号）
病第 3 号議案	令和 4 年度横浜市病院事業会計補正予算（第 1 号）
以上 36 件関係常任委員会に付託	
市第 99 号議案	令和 5 年度横浜市一般会計予算
市第 100 号議案	令和 5 年度横浜市国民健康保険事業費会計予算
市第 101 号議案	令和 5 年度横浜市介護保険事業費会計予算

市第 102 号議案	令和 5 年度横浜市後期高齢者医療事業費会計 予算
市第 103 号議案	令和 5 年度横浜市港湾整備事業費会計予算
市第 104 号議案	令和 5 年度横浜市中央卸売市場費会計予算
市第 105 号議案	令和 5 年度横浜市中央と畜場費会計予算
市第 106 号議案	令和 5 年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計 予算
市第 107 号議案	令和 5 年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計 予算
市第 108 号議案	令和 5 年度横浜市公害被害者救済事業費会計 予算
市第 109 号議案	令和 5 年度横浜市市街地開発事業費会計予算
市第 110 号議案	令和 5 年度横浜市自動車駐車場事業費会計予 算
市第 111 号議案	令和 5 年度横浜市新墓園事業費会計予算
市第 112 号議案	令和 5 年度横浜市風力発電事業費会計予算
市第 113 号議案	令和 5 年度横浜市みどり保全創造事業費会計 予算
市第 114 号議案	令和 5 年度横浜市公共事業用地費会計予算
市第 115 号議案	令和 5 年度横浜市市債金会計予算
市第 116 号議案	令和 5 年度横浜市下水道事業会計予算
市第 117 号議案	令和 5 年度横浜市埋立事業会計予算
水第 3 号議案	令和 5 年度横浜市水道事業会計予算
水第 4 号議案	令和 5 年度横浜市工業用水道事業会計予算
交第 2 号議案	令和 5 年度横浜市自動車事業会計予算
交第 3 号議案	令和 5 年度横浜市高速鉄道事業会計予算
病第 2 号議案	令和 5 年度横浜市病院事業会計予算
市第 118 号議案	横浜市事務分掌条例の一部改正
市第 119 号議案	横浜市職員定数条例等の一部改正
市第 120 号議案	横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部 改正
市第 121 号議案	横浜市市庁舎整備基金条例の廃止
市第 122 号議案	包括外部監査契約の締結

以上 29 件審議中

4 散会時刻 午後 3 時 32 分

令和 5 年 第 1 回 市会 定例会 会議事項 (第 3 日)

- 1 開議日時 2 月 15 日 午前 10 時 01 分
- 2 出席議員 85 人
- 3 会議のてん末 次のとおり

諮問市第 1 号 市営住宅入居者資格決定処分に係る審査請求に関する諮問

以上 (付託分) 委員会報告どおり異議のない旨答申

- 市第 123 号議案 第 4 期横浜市教育振興基本計画の策定
- 市第 128 号議案 横浜市保育所条例の一部改正
- 市第 140 号議案 令和 4 年度横浜市港湾整備事業費会計補正予算 (第 2 号)
- 市第 146 号議案 令和 4 年度横浜市市街地開発事業費会計補正予算 (第 1 号)
- 市第 124 号議案 横浜市山下ふ頭再開発検討委員会条例の制定
- 市第 133 号議案 公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可
- 市第 136 号議案 令和 4 年度横浜市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 市第 125 号議案 横浜市公告式条例の一部改正
- 市第 126 号議案 横浜市手数料条例の一部改正
- 市第 127 号議案 横浜市手数料条例等の一部改正
- 市第 129 号議案 綱島第 380 号線等市道路線の認定及び廃止
- 市第 130 号議案 都筑区民文化センター (仮称) 用建物の取得
- 市第 131 号議案 中区本牧ふ頭所在市有土地の処分
- 市第 132 号議案 不当利得返還についての訴えの提起
- 水第 5 号議案 活性炭の入札等に係る損害賠償についての訴えの提起
- 市第 134 号議案 横浜文化体育館再整備事業契約の変更
- 市第 135 号議案 本牧市民プール再整備事業契約の変更
- 市第 137 号議案 令和 4 年度横浜市国民健康保険事業費会計補正予算 (第 1 号)
- 市第 138 号議案 令和 4 年度横浜市介護保険事業費会計補正予算 (第 1 号)
- 市第 139 号議案 令和 4 年度横浜市後期高齢者医療事業費会計補正予算 (第 1 号)
- 市第 141 号議案 令和 4 年度横浜市中央卸売市場費会計補正予

	算 (第 2 号)
市第 142 号議案	令和 4 年度横浜市中心と畜場費会計補正予算 (第 2 号)
市第 143 号議案	令和 4 年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計 補正予算 (第 1 号)
市第 144 号議案	令和 4 年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計 補正予算 (第 1 号)
市第 145 号議案	令和 4 年度横浜市公害被害者救済事業費会計 補正予算 (第 1 号)
市第 147 号議案	令和 4 年度横浜市新墓園事業費会計補正予算 (第 1 号)
市第 148 号議案	令和 4 年度横浜市みどり保全創造事業費会計 補正予算 (第 1 号)
市第 149 号議案	令和 4 年度横浜市公共事業用地費会計補正予 算 (第 1 号)
市第 150 号議案	令和 4 年度横浜市市債金会計補正予算 (第 1 号)
市第 151 号議案	令和 4 年度横浜市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
市第 152 号議案	令和 4 年度横浜市埋立事業会計補正予算 (第 1 号)
水第 6 号議案	令和 4 年度横浜市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
交第 4 号議案	令和 4 年度横浜市自動車事業会計補正予算 (第 1 号)
交第 5 号議案	令和 4 年度横浜市高速鉄道事業会計補正予算 (第 1 号)
病第 3 号議案	令和 4 年度横浜市病院事業会計補正予算 (第 1 号)

以上 35 件 (付託分) 委員会報告どおり原案可決

議第 4 号議案 横浜市会個人情報保護に関する条例の制定  
以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

議第 5 号議案 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックにおける米軍  
の小型揚陸艇部隊の新編に対し万全の対策等  
を求める意見書の提出

以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

市第 99 号議案から 令和 5 年度横浜市各会計予算及び予算関



市 第 122 号 議 案 ま で 係 議 案  
以 上 29 件 審 議 中

4 散 会 時 刻 午 後 5 時 34 分

令和 5 年 第 1 回 市 会 定 例 会 会 議 事 項 ( 第 4 日 )

- 1 開議日時 2 月 17 日 午前 10 時 01 分
- 2 出席議員 85 人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市第 99 号議案から 令和 5 年度横浜市各会計予算及び予算関  
市第 122 号議案まで 係議案

以上 29 件 43 人から成る予算第一特別委員会及び 42 人から成る  
予算第二特別委員会を設置し、付託

予算第一及び予算第二特別委員会委員の選任

以上議長指名により選任 ( 氏名 別紙 1 )

予算第一及び予算第二特別委員会委員長並びに同副委員長各 2 人  
の選挙

以上議長指名により選挙

当選人 次のとおり

予算第一特別委員会

委員長 磯 部 圭 太 君

副委員長 高 橋 のりみ 君

同 大 岩 真善和 君

予算第二特別委員会

委員長 藤 崎 浩太郎 君

副委員長 山 本 たかし 君

同 行 田 朝 仁 君

- 4 散会時刻 午後 5 時 53 分

予 算 第 一 ・ 予 算 第 二 特 別 委 員 会 委 員

	第 一 特 別 委 員 会 委 員		第 二 特 別 委 員 会 委 員	
自 民	東 みちよ 磯 部 圭 太 梶 村 充 鴨志田 啓 介 川 口 広 佐 藤 茂 佐 藤 祐 文 清 水 富 雄 渋谷 健	鈴 木 太 郎 関 勝 則 田野井 一 雄 高 橋 のりみ 福 地 茂 藤 代 哲 夫 山 下 正 人 渡 邊 忠 則	青 木 亮 祐 伊 波 俊之助 大 桑 正 貴 草 間 剛 黒 川 勝 小 松 範 昭 興 石 且 子 斉 藤 達 也 酒 井 誠	瀬之間 康 浩 長谷川 琢 磨 伏 見 幸 枝 松 本 研 山 田 一 誠 山 本 たかし 遊 佐 大 輔 横 山 正 人 横 山 勇太郎
立 憲	大 岩 真善和 大 野 トモイ 佐久間 衛 中 山 大 輔 ふじい 芳 明	麓 理 恵 望 月 高 徳 谷田部 孝 一 山 浦 英 太	有 村 俊 彦 大 山 しょうじ 荻 原 隆 宏 梶 尾 明 今 野 典 人	田 中 ゆ き 長谷川 えつこ 花 上 喜代志 藤 崎 浩太郎 森 ひろたか
公 明	安 西 英 俊 尾 崎 太 加 藤 広 人 木 内 秀 一	斉 藤 伸 一 斎 藤 真 二 竹 内 康 洋 仁 田 昌 寿	行 田 朝 仁 久 保 和 弘 源 波 正 保 高 橋 正 治	竹野内 猛 中 島 光 徳 福 島 直 子 望 月 康 弘
共 産	大 貫 憲 夫 北 谷 ま り 白 井 正 子	古 谷 靖 彦 み わ 智恵美	荒 木 由美子 岩 崎 ひろし 宇佐美 さやか	河 治 民 夫
民 主	坂 本 勝 司	二 井 くみよ	こがゆ 康 弘	
無 欠	豊 田 有 希		井 上 さくら	
神 奈	平 田 いくよ			

令和 5 年 第 1 回 市 会 定 例 会 議 事 項 ( 第 5 日 )

1	開議日時	3 月 16 日	午後 2 時 00 分
2	出席議員	85 人	
3	会議のてん末	次のとおり	
	市第 99 号議案	令和 5 年度横浜市一般会計予算	
	市第 109 号議案	令和 5 年度横浜市市街地開発事業費会計予算	
	市第 100 号議案	令和 5 年度横浜市国民健康保険事業費会計予算	
	市第 103 号議案	令和 5 年度横浜市港湾整備事業費会計予算	
	市第 113 号議案	令和 5 年度横浜市みどり保全創造事業費会計予算	
	市第 119 号議案	横浜市職員定数条例等の一部改正	
	市第 118 号議案	横浜市事務分掌条例の一部改正	
	市第 117 号議案	令和 5 年度横浜市埋立事業会計予算	
	市第 121 号議案	横浜市市庁舎整備基金条例の廃止	
	市第 101 号議案	令和 5 年度横浜市介護保険事業費会計予算	
	市第 102 号議案	令和 5 年度横浜市後期高齢者医療事業費会計予算	
	市第 104 号議案	令和 5 年度横浜市中央卸売市場費会計予算	
	市第 105 号議案	令和 5 年度横浜市中央と畜場費会計予算	
	市第 106 号議案	令和 5 年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計予算	
	市第 107 号議案	令和 5 年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算	
	市第 108 号議案	令和 5 年度横浜市公害被害者救済事業費会計予算	
	市第 110 号議案	令和 5 年度横浜市自動車駐車場事業費会計予算	
	市第 111 号議案	令和 5 年度横浜市新墓園事業費会計予算	
	市第 112 号議案	令和 5 年度横浜市風力発電事業費会計予算	
	市第 114 号議案	令和 5 年度横浜市公共事業用地費会計予算	
	市第 115 号議案	令和 5 年度横浜市市債金会計予算	
	市第 116 号議案	令和 5 年度横浜市下水道事業会計予算	
	水第 3 号議案	令和 5 年度横浜市水道事業会計予算	
	水第 4 号議案	令和 5 年度横浜市工業用水道事業会計予算	
	交第 2 号議案	令和 5 年度横浜市自動車事業会計予算	
	交第 3 号議案	令和 5 年度横浜市高速鉄道事業会計予算	

- 病第 2 号議案 令和 5 年度横浜市病院事業会計予算  
 市第 120 号議案 横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部  
 改正  
 市第 122 号議案 包括外部監査契約の締結  
 以上 29 件（付託分）委員会報告どおり原案可決
- 請願第 10 号 小児医療費助成制度の拡充について  
 以上（付託分）委員会報告どおり不採択
- 請願第 9 号 次世代自動車の導入推進について  
 以上（付託分）委員会報告どおり採択
- 議第 6 号議案 横浜市会委員会条例の一部改正  
 以上委員会付託を省略、即決にて原案可決
- 議第 7 号議案 緊急事態に関する国会審議を求める意見書の  
 提出  
 以上委員会付託を省略、即決にて原案可決
- 特別委員会報告書  
 以上報告、市長に送付
- 市第 153 号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に  
 関する条例等の一部改正  
 市第 154 号議案 横浜市国民健康保険条例の一部改正  
 以上 2 件関係常任委員会に付託
- 市第 153 号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に  
 関する条例等の一部改正  
 市第 154 号議案 横浜市国民健康保険条例の一部改正  
 以上 2 件（付託分）委員会報告どおり原案可決
- 市第 155 号議案 横浜市土地利用審査会委員の任命  
 以上委員会付託を省略、即決にて同意
- 諮問市第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦  
 以上委員会付託を省略、即決にて異議のない旨答申
- 閉会中継続審査  
 委員会所管事務 23 件は、いずれも閉会中継続審査とした。

4 閉 会 時 刻 午 後 4 時 44 分

---

その他

---

会 会 第 1671 号  
令 和 5 年 4 月 5 日

区 局 長 各 位

副 市 長

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の解釈と運用について  
の一部改正について（依命通達）

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の解釈と運用について（昭和  
39 年 7 月 25 日 総 総 第 213 号 助 役 依 命 通 達）の一部を次のように改正  
し、令和 5 年 4 月 5 日から施行する。

第 3 の 6 (2) に次のように加える。

ヤ 口座振替受付サービスに要する経費